

## 平成23年度第5回介護保険・障がい福祉専門部会次第

日時：平成24年2月23日（木）

午前10時～12時

場所：足立区役所本庁舎 中央館8階  
特別会議室

議長：和田 部会長

### 議 題

#### 審議事項

- 1 足立区高齢者保健福祉計画・介護事業計画（案）について  
【資料1】
- 2 足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画（案）につ  
いて  
【資料2】

## 平成 23 年度 第 5 回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成 24 年 2 月 23 日

件 名	足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
所管部課名	福祉部 高齢サービス課・介護保険課
内 容	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）がまとまったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案） 資料 1-1</p> <p>2 概要</p> <p>第 1 章 計画の基本的な考え方 計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画期間など</p> <p>第 2 章 高齢者を取り巻く現状 高齢者数及び要介護認定者の現状、将来人口推計</p> <p>第 3 章 計画の基本的理念と施策の柱 基本理念、計画推進の施策の柱、施策の体系、施策における重点課題</p> <p>第 4 章 高齢者保健福祉計画</p> <p style="padding-left: 20px;">I 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます</p> <p style="padding-left: 20px;">II 介護保険サービスを適切に提供します</p> <p style="padding-left: 20px;">III 高齢者の在宅生活を支援します</p> <p style="padding-left: 20px;">IV 高齢者の権利を守るしくみを充実します</p> <p style="padding-left: 20px;">V 福祉サービスの質を高めていきます</p> <p style="padding-left: 20px;">VI 地域で支えあうしくみを充実します</p> <p>第 5 章 介護保険事業計画</p> <p style="padding-left: 20px;">1 介護保険事業の現状</p> <p style="padding-left: 20px;">2 第 5 期介護保険事業計画における重点的な取組み</p> <p style="padding-left: 20px;">3 被保険者数等の見込み（平成 24 年～26 年）</p> <p style="padding-left: 20px;">4 サービス供給推計に基づく給付費算定（平成 24 年度～26 年度）</p> <p style="padding-left: 20px;">5 保険料の設定及び財政の見込み</p> <p>3 第 5 期介護保険料基準額の設定案 月額 5,570 円</p> <p>4 区民への周知</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 介護保険特集号発行 平成 24 年 3 月 5 日（予定）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」配布 平成 24 年度</p>

(案)

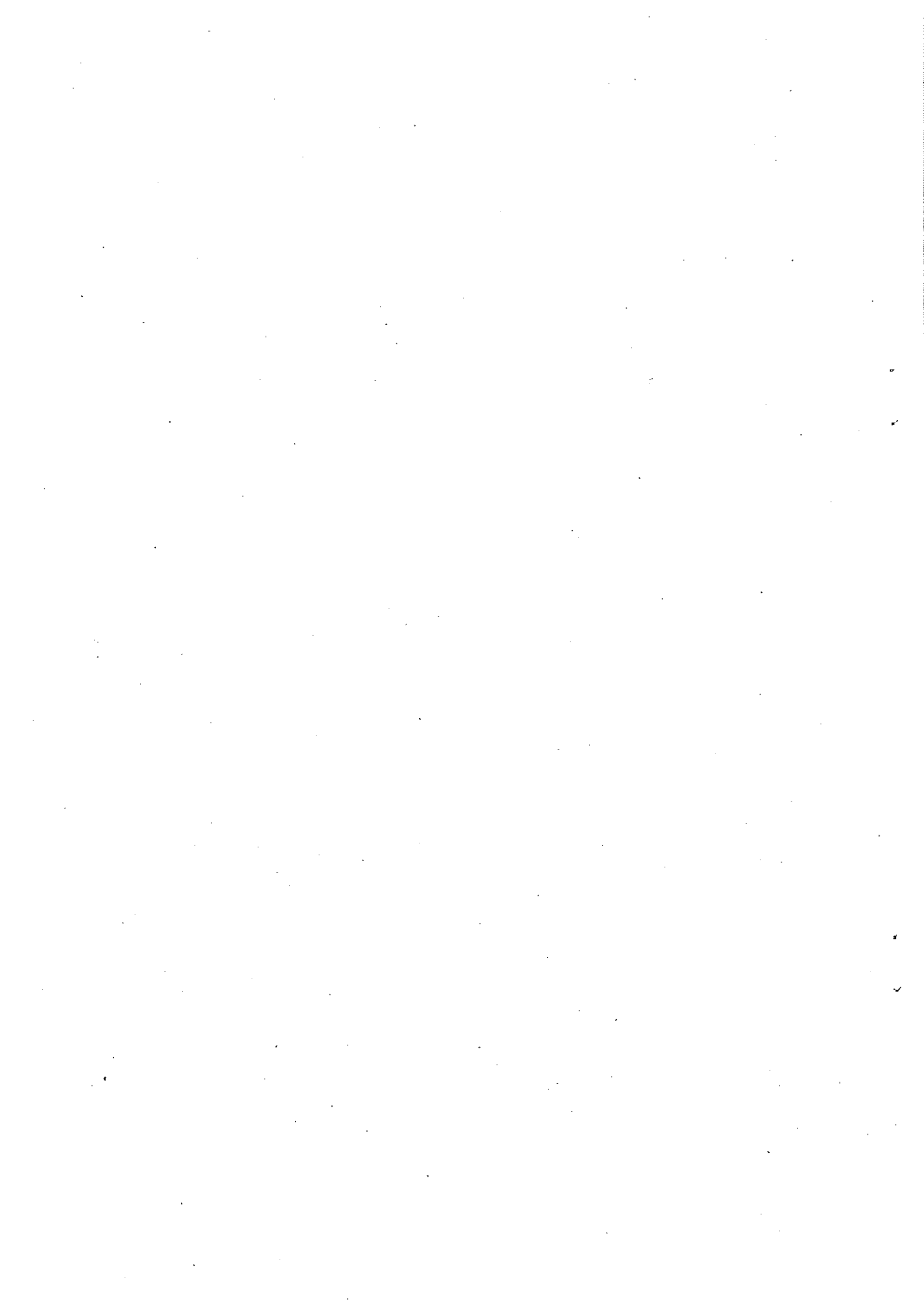
足立区

高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画

平成24年度～26年度



2012年3月  
足立区



# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	3
5	本計画策定の経緯	4

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

1	高齢者数及び要介護認定者の現状	5
2	将来人口推計	8

## 第3章 計画の基本理念と施策の柱

1	基本理念	9
2	計画推進の施策の柱	10
3	施策の体系	14
4	施策における重点課題	16

## 第4章 高齢者保健福祉計画

I 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	18
II 介護保険サービスを適切に提供します	34
III 高齢者の在宅生活を支援します	38
IV 高齢者の権利を守るしくみを充実します	56
V 福祉サービスの質を高めていきます	62
VI 地域で支えあうしくみを充実します	67

## 第5章 介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状	79
2 第5期介護保険事業計画における重点的な取組み	85
3 被保険者数等の見込み（平成24年～26年）	89
4 サービス供給推計に基づく給付費算定（平成24年度～26年度）	93
5 保険料の設定及び財政の見込み	99

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、21世紀を迎えた現在、平均余命は世界でも最高水準となるとともに、少子高齢化が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国の老年人口の割合（高齢化率）は、平成25年には25.2%に達し、4人に1人が高齢者になると見込まれています。

今後も増加する高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」を念頭に置きつつ、地域の事情、特性などを反映させたサービスの提供体制の実現が求められています。

平成17年には、団塊の世代すべてが高齢者となる平成27年を見据え、介護保険法の大幅な改定を行い、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進をしてきましたが、一方で、サービス利用の大幅な伸びにより費用が増大しています。また、今後増加することが予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、介護予防の推進や地域包括ケア体制の構築および充実が最重要課題となっています。

区では、第4期計画において、区民、団体、企業などが協働し、「自助・共助・公助」のバランスをとりながら、高齢者一人ひとりの権利尊重を重視した施策を推進してきました。第5期計画についても、この考え方を基本的に取り入れていきます。

また、区における、高齢化率は平成22年の21.8%から平成30年頃には25.0%となる見込みで、確実に増加を続けていくことが予測されます。さらに、今後は、「団塊の世代」が高齢者になり、平成31年で、後期高齢者数が前期高齢者数を上回ると推測されています。

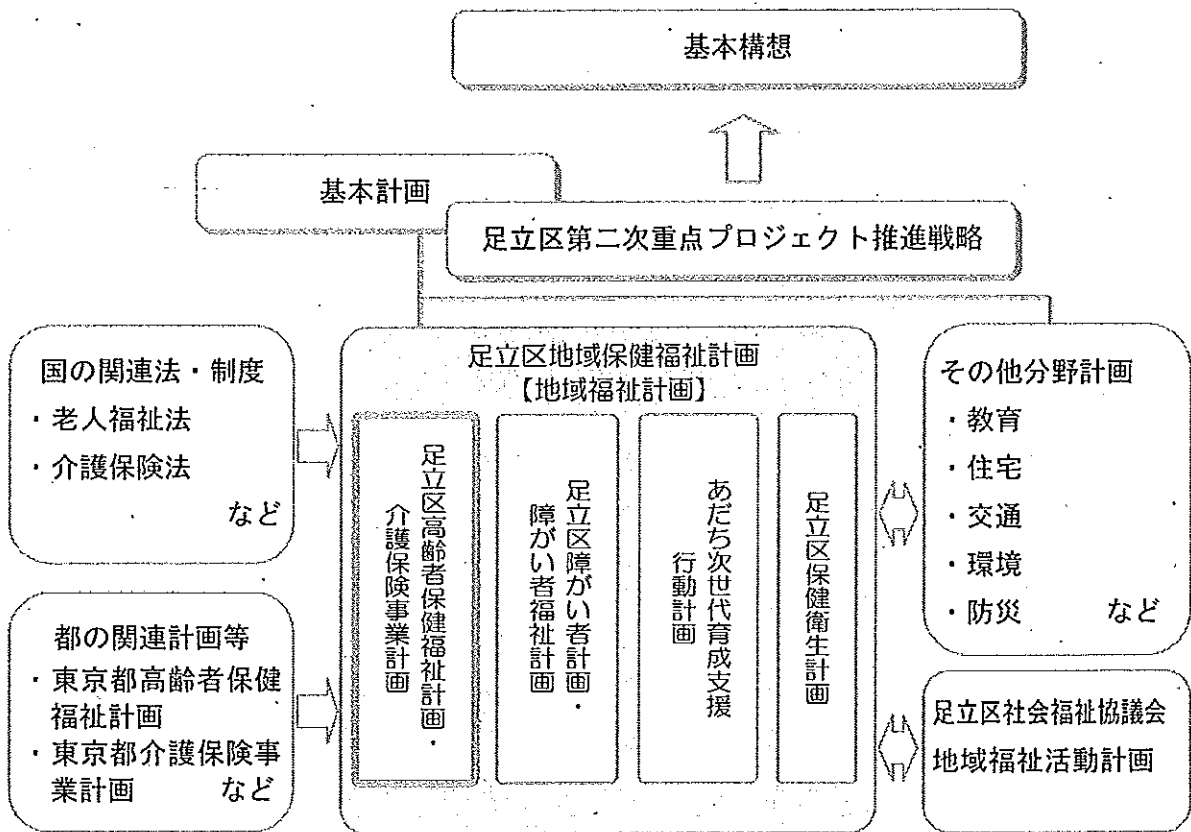
こうした状況を踏まえ、高齢者をめぐる新たな社会動向も見極めながら、様々な課題を解決していくため、区、区民、事業者が協働して取り組む内容を『足立区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画』としてまとめました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、『足立区基本構想』、『足立区基本計画』を基本とし、『足立区地域保健福祉計画』の一環として高齢者の保健福祉及び介護保険事業運営に関する区の取り組みをまとめるものです。

また、老人福祉法、介護保険法などの法令や足立区高齢社会対策基本条例及び区の関連個別計画との整合をはかって策定します。

図1-1 計画の位置づけ





### 3 計画期間

この計画は、老人福祉法にもとづく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画としての第5期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3カ年とします。

なお、本計画は、第4期計画までの取り組みを踏まえ、また第6期計画以降、高齢化のピーク時の目指すべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

図1-2 計画の期間

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画	計画期間3年					
高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画				第6期計画		

### 4 計画の策定体制

この計画は、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者ならびに区民代表で構成する地域保健福祉推進協議会及び同協議会介護保険・障がい福祉専門部会で、検討しています。また、高齢者等実態調査（アンケート調査）のほか、パブリックコメントなどを通じ、幅広く区民の要望・意見を反映していきます。

## 5 本計画策定の経緯

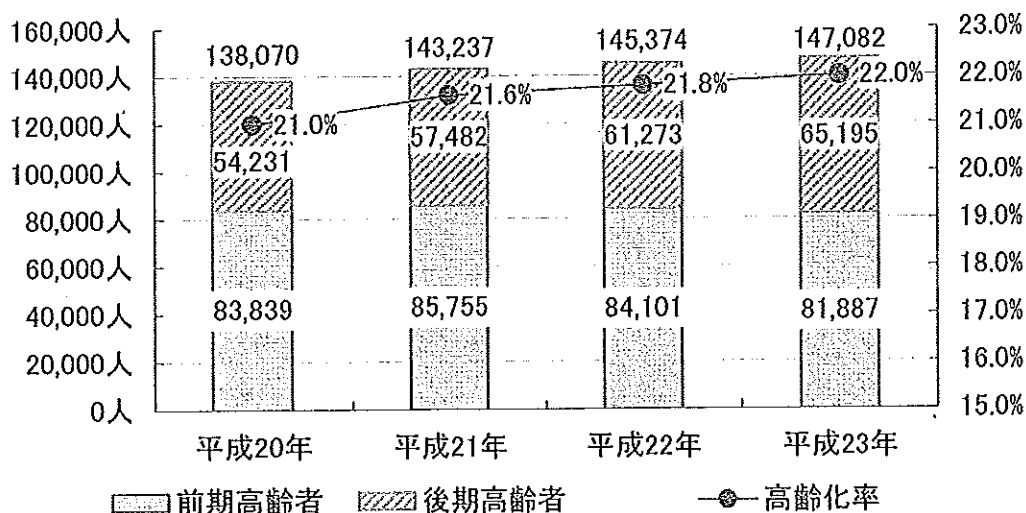
平成23年	
2月 2日(水)～4月15日(金)	高齢者実態調査実施 ※調査結果は資料編参照
7月15日(金)	介護保険・障がい福祉専門部会 ・介護保険給付分析、給付見込、保険料の推計を報告
9月12日(月)	介護保険・障がい福祉専門部会 ・本計画の中間報告審議
10月11日(火)～11月2日(水)	中間報告公聴会・説明会実施
11月 2日(水)	足立区地域保健福祉推進協議会へ第5期介護保険料諮問
11月10日(木)～12月9日(金)	中間報告パブリックコメント実施
平成24年	
2月10日(金)	介護保険・障がい福祉専門部会 ・第5期介護保険料の設定について審議
2月10日(金)	足立区地域保健福祉推進協議会 ・第5期介護保険料答申案について審議
2月10日(金)	足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第5期介護保険料答申
2月23日(木)(予定)	介護保険・障がい福祉専門部会 ・本計画策定について審議
3月28日(水)(予定)	足立区地域保健福祉推進協議会 ・本計画策定について審議

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 高年齢者数及び要介護認定者の現状

区の平成20年の総人口は656,879人となっており、年々増加傾向にあり、平成23年では、668,615人となっています。また、高齢者人口も年々増加しており、平成23年の高齢化率は22.0%となり、平成20年の高齢化率21.0%を1.0ポイント上回っています。また、後期（75歳以上）高齢者人口の増加が顕著となっており、平成20年の54,231人（8.3%）から平成23年では、65,195人（9.8%）となり、約1万1千人の増加となっています。

図2-1 人口構成と高齢化率



※各年10月1日現在

(資料：高齢サービス課)

表2-1 人口構成と高齢化率

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口		656,879	664,160	667,417	668,615
高齢者(65歳以上)人口	65～74歳	83,839	85,755	84,101	81,887
	75歳以上	54,231	57,482	61,273	65,195
	合計	138,070	143,237	145,374	147,082
高齢化率		21.0%	21.6%	21.8%	22.0%

※各年10月1日現在

(資料：高齢サービス課)

要支援・要介護認定者数は、前期（65～74 歳）高齢者では、ほぼ横ばいとなっていますが、後期（75 歳以上）高齢者で増加傾向にあり、平成 23 年では全体で 24,432 人と増加しています。

第 1 号被保険者に対する認定率は、前期（65～74 歳）高齢者で 5.7%、後期（75 歳以上）高齢者で 30.2%となっており、全体では 16.6%と若干の増加傾向になっています。

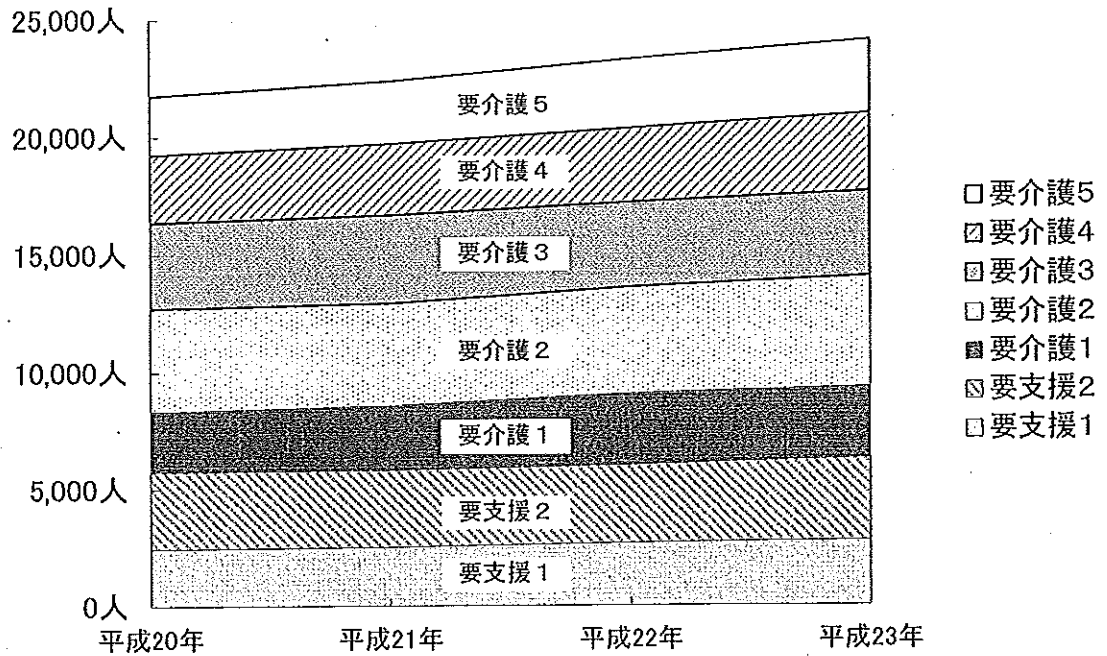
表 2-2 要支援・要介護高齢者の現状

区分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1	65～74 歳	545	584	584	639
	75 歳以上	1,916	1,951	2,114	2,364
	計	2,461	2,535	2,698	3,003
要支援 2	前期高齢者	830	755	779	759
	後期高齢者	2,472	2,531	2,549	2,574
	計	3,302	3,286	3,328	3,333
要介護 1	前期高齢者	543	558	589	595
	後期高齢者	2,030	2,199	2,472	2,724
	計	2,573	2,757	3,061	3,319
要介護 2	前期高齢者	1,035	936	941	994
	後期高齢者	3,358	3,420	3,574	3,911
	計	4,393	4,356	4,515	4,905
要介護 3	前期高齢者	715	762	672	628
	後期高齢者	2,935	2,974	2,916	2,940
	計	3,650	3,736	3,588	3,568
要介護 4	前期高齢者	580	561	574	541
	後期高齢者	2,291	2,470	2,577	2,632
	計	2,871	3,031	3,151	3,173
要介護 5	前期高齢者	452	468	514	521
	後期高齢者	2,056	2,201	2,422	2,610
	計	2,508	2,669	2,936	3,131
要介護等合計	前期高齢者	4,700	4,624	4,653	4,677
	後期高齢者	17,058	17,746	18,624	19,755
	計	21,758	22,370	23,277	24,432
第 1 号被保険者に対する認定率	前期高齢者	5.6%	5.4%	5.5%	5.7%
	後期高齢者	31.7%	30.8%	30.3%	30.2%
	計	15.7%	15.6%	16.0%	16.6%

※各年 10 月 1 日現在

(資料：介護保険課)

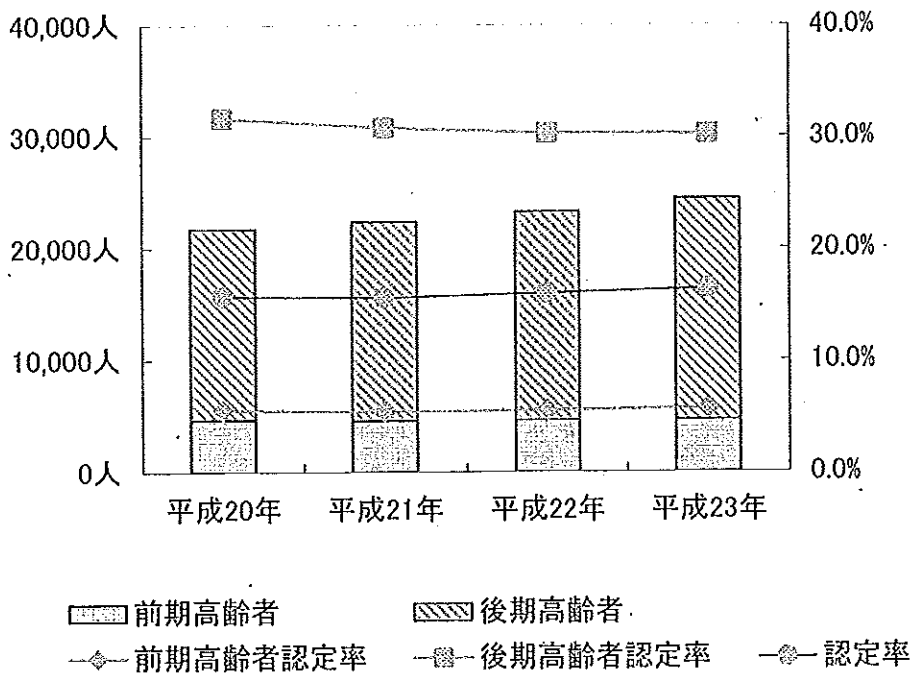
図2-2 要支援・要介護高齢者数の推計現状



※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

図2-3 要支援・要介護高齢者数と認定率の推計現状



※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

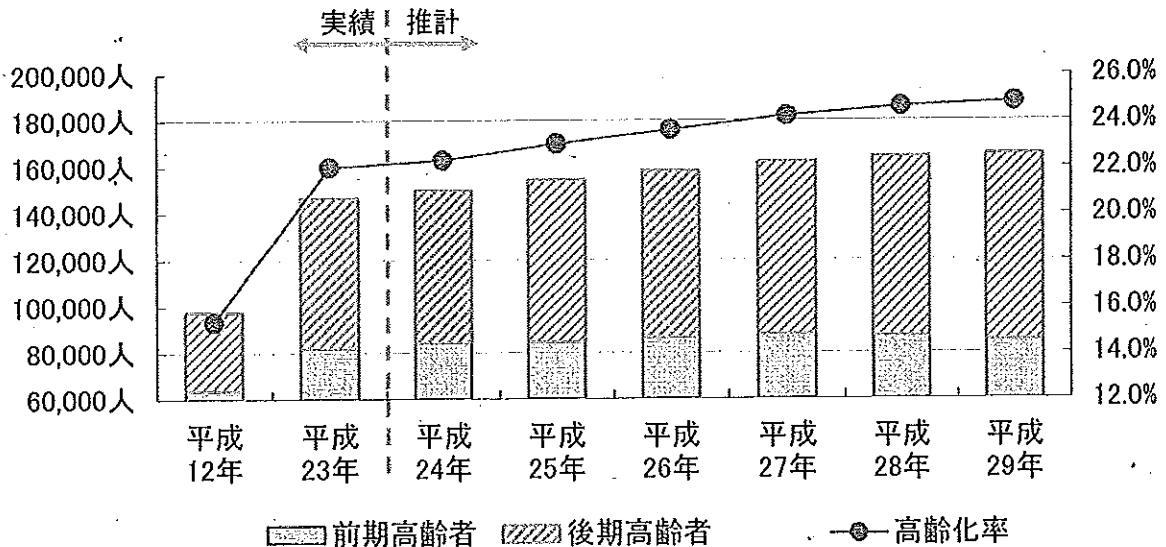
## 2 将来人口推計

区の将来人口の推計は、総人口は、横ばいから徐々に減少していくと推計されています。一方で高齢者人口は、年々増加し、特に75歳以上人口が平成12年に比べ、平成26年では約2.1倍、平成29年では約2.3倍に増加していくと推計されています。

高齢化率は平成26年で23.6%、平成29年で24.8%となり、約4人に1人が65歳以上になると予測されます。

※要支援・要介護高齢者の推計については、89頁参照

図2-4 将来人口と高齢化率の推計



※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

表2-3 将来人口と高齢化率の推計

区分		平成12年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口		638,083	668,615	672,313	671,757	671,075	670,012	668,689	667,187
高齢者 (65歳以上)	65~74歳	63,689	81,887	84,355	84,583	86,278	88,047	87,143	85,220
	75歳以上	34,162	65,195	65,685	69,935	72,147	74,252	77,185	80,256
人口合計		97,851	147,082	150,040	154,518	158,425	162,299	164,328	165,476
高齢化率		15.3%	22.0%	22.3%	23.0%	23.6%	24.2%	24.6%	24.8%

※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

## 第3章 計画の基本理念と施策の柱

### 1 基本理念

#### 高齢者が地域で元気に 暮らし続けられるまちをめざして

人生80年が普通となった現在、私たちにとって長生きすることが目標ではなく、どのように長生きするのが大きなテーマとなってきました。

人生の最期を満足して迎えられるかどうかは、それまでの生き方に大きく関わってきます。高齢期を迎えても元気でいきいきした生活を送るためには、やりがいや生きがいを持って「自分でできることは自分でする」ことが大切です。

また、人と良い縁をつなぐことは、人生に彩りをそえ豊かさをもたらします。単身高齢者や高齢者だけの世帯が増加し、孤立死や無縁社会が大きな問題となる中、日常のふれあいや思いやりの気持ちなどを大切に、地域の絆を育んでいくことが求められています。

区では、区民、団体、企業などとの協働を推進し、「自助・共助・公助」のバランスの取れた福祉のしくみづくりを進めています。これからも、区民の皆様が豊かな長寿を実現できるよう「高齢者が地域で元気に暮らし続けられるまち」をめざしてまいります。

## 2 計画推進の施策の柱

本計画では、基本理念を実現していくために、6つの施策の柱に基づき施策を進めます。

### 施策の柱

- I. 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます
- II. 介護保険サービスを適切に提供します
- III. 高齢者の在宅生活を支援します
- IV. 高齢者の権利を守るしくみを充実します
- V. 福祉サービスの質を高めていきます
- VI. 地域で支えあうしくみを充実します

### I. 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

高齢者の多くが、健康に対する意識を高め、関心を持つようになってきています。一方、地域活動へ参加していない高齢者が多く、さらに、要介護認定者において趣味や生きがいをもっていない人は半数近くに達しています。

高齢者の「健康寿命」を延ばすため、健康の保持・増進のための事業などを一層充実するとともに、「健康あだち21」や「特定健康診査等実施計画」に基づく区民運動を広げていきます。また、誰もが身近なところで介護予防に取り組めるしくみを整備します。

高齢者の知識や経験を活かした地域活動や生涯学習、スポーツ活動などを支援し、高齢者の趣味や生きがいづくり、社会参加を促進していきます。



---

## Ⅱ. 介護保険サービスを適切に提供します

---

高齢者の多くは、介護が必要となった場合、主に介護サービスを利用して、住み慣れた自宅で暮らしたいと考えています。介護保険サービスの利用状況は、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」や「通所介護（デイサービス）」などが多く利用されていますが、要介護度の相違によって求めるサービスの内容は異なっており、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供していく必要があります。

住み慣れた地域や家庭での自立した生活を支援するため、介護保険と高齢者福祉サービスの連携をはかりながら、適切に介護保険サービスを提供していくとともに、重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支援する24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを導入していきます。

また、在宅での生活が困難な方のために、特別養護老人ホーム等の整備を進め、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境を整えていきます。

---

## Ⅲ. 高齢者の在宅生活を支援します

---

在宅生活を望んでいる高齢者が増え、区に対して、「家族等の介護者に対する援助」を望む声が多くなっています。住み慣れた地域や家庭での自立した生活を支援するため、医療と介護の連携、介護保険と高齢者福祉サービスの連携をはかります。それにより、在宅生活の維持・継続をはかるとともに、高齢者の介護をしながら暮らしている家族の様々な負担を軽減するための支援を充実させていきます。

また、今後、認知症高齢者が増加していく中で、認知症予防の啓発、早期発見や適切な介護サービスの提供に努めていきます。さらに、認知症サポーターの養成を計画的に進め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

---

#### IV. 高齢者の権利を守るしくみを充実します

---

これから高齢者になる区民が、健康で安心して高齢期を迎えることができるよう、老い支度の支援を進めます。

また、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合は、自らサービスを選択し契約することが困難になります。成年後見制度支援事業や福祉サービス利用援助事業を効果的に連携させ、意思能力が不十分な認知症高齢者等を支援していくとともに、高齢者の虐待や消費者被害等への対応も進めていきます。

---

#### V. 福祉サービスの質を高めていきます

---

サービス提供事業者が、サービスの質を向上させ地域に定着することは重要です。利用者が自分に適した、質の高いサービスを選択できるよう情報を提供し、かつ事業者のサービス改善を促進するため、福祉サービス事業者の第三者評価の受審を支援します。また、安定的な介護サービスの供給を確保するため、人材の確保と育成を支援します。

また、誰もが安心して福祉サービスを利用できるように、サービスに対する不満等を気軽に相談できる窓口を設け、苦情を適切かつ迅速に処理していきます。

---

## VI. 地域で支えあうしくみを充実します

---

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、高齢者への虐待や地域から孤立した状態で高齢者が亡くなる事例などが社会問題となっています。さらに、単身高齢者で、困りごとや悩みごとの相談相手がない高齢者もいます。このように地域のコミュニティ意識の希薄化が指摘されるなかで民生委員、町会・自治会、地域活動組織と連携し、要支援高齢者の発見、声かけ、見守り等を行いながら地域で支えるしくみづくりを構築していきます。

また、地域包括ケアの推進役である「地域包括支援センター」を中核として、地域のボランティアや各種団体、関係機関により構築された「足立あんしんネットワーク」を強化し、高齢者が日常生活を安心して過ごすために、身近な地域で、お互いを支えあうしくみを充実します。また、団塊世代や中年層の地域活動やボランティア・NPO活動等への参加を支援していきます。

### ③ 施策の体系

本計画では、6つの施策の柱のもと、18の施策群と50の施策を体系化し、基本理念の達成を目指します。

施策の柱	施策群	施策
I. 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	1. 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます	(1) 区民自らが健康づくりを進めるしくみをつくれます <新規>
		(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくれます
		(3) 保健・医療情報を整備・提供します
	2. 介護予防を進めます	(1) 二次予防対象者の介護予防を支援します
		(2) 一般高齢者の介護予防・地域リハビリを支援します
		(3) 認知症予防や早期の相談体制を整えます
	3. 高齢者の社会参加を進めます	(1) 社会活動への参加を支援します
		(2) 生涯学習を進めます
		(3) 生涯スポーツ活動を進めます
(4) 就労を支援します		
II. 介護保険サービスを適切に提供します	1. 介護保険施設の整備を拡充します	(1) 入所・居住系施設を整えます
		(2) 地域密着型サービス施設を整えます
	2. 介護保険サービスを供給します	(1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを進めます <新規>
		(2) 介護保険サービスを供給します
		(3) 特別養護老人ホーム入所を調整します
III. 高齢者の在宅生活を支援します	1. 日常生活を支援します	(1) 日常生活に必要なサービスを提供します
		(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します
		(3) 買物困難者を支援していきます <新規>
	2. 高齢者向け住宅の確保を進めます	(1) 公共住宅を整備します
		(2) 民間賃貸住宅を提供します
		(3) 住宅改修を支援します
	3. 高齢者対応型のまちづくりを進めます	(1) 総合的なまちづくりをします
		(2) 公共的建築物を整えます
		(3) 生活環境を整えます
		(4) 公共交通機関を整えます
	4. 認知症高齢者の支援を進めます	(1) 認知症に対する正しい理解の啓発をはかります
		(2) 認知症高齢者に対する医療と介護の連携を充実します
	5. 介護者の支援を進めます	(1) 家族会等の活動を支援します
		(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します
	6. 高齢者の医療と介護の連携を進めます<新規>	(1) 在宅療養に関する医療と介護関係者の連携を図ります <新規>

施策の柱	施策群	施策
IV. 高齢者の権利を守るしくみを充実します	1. 高齢者の権利を守るしくみを充実します	(1) 高齢期への準備（若い支度）を支援します ※＜新規＞
		(2) 成年後見制度の普及・支援をはかります
		(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます
		(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます
V. 福祉サービスの質を高めていきます	1. 福祉サービスの質の確保と向上をめざします	(1) 第三者評価を進めます
		(2) 苦情などの解決をおこないます
	(3) 介護保険事業者等との協働を進めます	
VI. 地域で支えあうしくみを充実します	1. 情報提供と相談の体制を整えます	(1) 人材の確保と育成を進めます
		(2) 情報提供を進めます
		(3) 相談機能を高めます
	2. 地域の包括支援体制を整えます	(1) 地域包括支援センターの機能を充実します
		(2) 関係機関・団体との連携を強化します
	3. 地域の支えあい活動を広めます	(1) 区民の支えあい活動を充実していきます
		(2) 高齢者の見守り活動を推進します
		(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます
		(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます
		(5) 保健福祉教育を進めます
	4. 幅広いボランティア・NPO活動を支援します	(1) ボランティア・NPOを育成します
		(2) ボランティア・NPO活動を支援します

※網掛けは重点課題の施策

※＜新規＞は新規施策群及び新規施策

## 4 施策における重点課題

区では、以下の8項目を施策の重点課題とします。

### 1 健康づくり・介護予防の推進

高齢者の「健康寿命」を延ばすため、健康の保持・増進のための事業等を一層充実するとともに、「健康あだち21（行動計画）」に基づく区民運動を広げていきます。また、虚弱な高齢者や要介護認定で要支援1・2と判定された方に対する介護予防プランを充実させます。

### 2 認知症高齢者に対応した支援

認知症高齢者と家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制を整えていきます。

### 3 高齢者の見守りネットワークの推進

高齢者が安心して地域で生活ができるよう、あんしん協力員、専門相談協力員、あんしん協力機関の連携による高齢者見守り体制の強化をはかり、高齢者への見守り活動を推進していきます。

### 4 施設整備の推進

在宅介護では生活の継続が困難な人に対応するために、施設整備計画を着実に進め、施設サービスを拡充していきます。

### 5 高齢者への24時間在宅サービスの充実

単身・重度の要介護者も、安心して生活が営めるよう、これらの高齢者に対応した24時間対応のサービスを展開していきます。

### 6 医療と介護の連携

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療と介護の連携を強化し、要介護者等への包括的な支援を推進していきます。

---

## 7 権利擁護の仕組みの充実

---

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合は、自らサービスを選択し契約することが困難です。成年後見支援事業や福祉サービス利用援助事業を効果的に連携させ、意思能力が不十分な認知症高齢者等を支援していきます。また、高齢者の虐待や消費者被害等への対応も進めていきます。

---

## 8 老い支度への支援

---

今後、高齢者になる区民に対し、高齢期への準備を支援し、安心して高齢期を迎えることができるよう、老い支度の支援を進めていきます。

## 第4章 高齢者保健福祉計画

### 1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

高齢者の多くが、健康に対する意識を高め、関心を持つようになってきています。一方、地域活動へ参加していない高齢者が多く、さらに、要介護認定者において趣味や生きがいをもっていない人は半数近くに達しています。

高齢者の「健康寿命」を延ばすため、健康の保持・増進のための事業などを一層充実するとともに、「健康あだち21」や「特定健康診査等実施計画」に基づく区民運動を広げていきます。また、誰もが身近なところで介護予防に取り組めるしくみを整備します。

高齢者の知識や経験を活かした地域活動や生涯学習、スポーツ活動などを支援し、高齢者の趣味や生きがいづくり、社会参加を促進していきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
I 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます	(1) 区民自らが健康づくりをできるしくみをつくりま す <新規> ※重点課題	4	19
		(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくりま す ※重点課題	16	20~22
		(3) 保健・医療情報を整備・提供しま す ※重点課題	3	23
	2 介護予防を進めます	(1) 二次予防対象者の介護予防を支援しま す ※重点課題	3	24
		(2) 一般高齢者の介護予防・地域リハビリを支援しま す ※重点課題	15	25~27
		(3) 認知症予防や早期の相談体制を整えま す ※重点課題	3	28
	3 高齢者の社会参加を進めます	(1) 社会活動への参加を支援しま す	2	29
		(2) 生涯学習を進めます	5	30
		(3) 生涯スポーツ活動を進めます	5	31~32
		(4) 就労を支援しま す	4	33

<新規>は新規施策 ※重点課題は重点課題施策



## I-1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます

### (1) 区民自らが健康づくりをできるしくみをつくりま

区では、寿命の長さのみならず、健康で過ごす「健康寿命」を延ばしていくことを目標に、「まちが応援、主役はわたし」をスローガンに地域での健康づくり運動を継続してきました。望ましい生活習慣を身につけ、楽しく生活することを心がけることで生活習慣病を予防することは、早世の減少や認知症の発症、ねたきりの予防に効果があります。

「区民が健康で明るく元気に生活できる社会」の実現のため、健康あだち21運動の評価を踏まえ、足立区の健康づくりを区民自らが自主的に行う区民運動として、継続的・総合的に推進するとともに、地域における自主的な健康づくり活動を支援します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	健康あだち21運動の定着	区民	区民、事業者等と区の協働により、「健康あだち21」を地域に定着させます。	定着	定着	健康づくり課・保健総合センター
2	健康づくり推進員の育成・支援	区民	地域健康づくり活動を支援するため、健康づくり推進員を育成・支援します。	健康づくり推進員 327人	健康づくり推進員 340人	健康づくり課・保健総合センター
3	自主グループの育成・支援	区民	様々な分野で健康づくりについて自主的に活動する区民のグループを育成・支援する。	340グループ	350グループ	健康づくり課・保健総合センター
4	地域保健福祉推進協議会の運営	—	区民代表や学識経験者により区の保健衛生、福祉行政に関する課題を協議する会議を開催します。	実施	実施	福祉管理課・介護保険課・子ども家庭課・衛生管理課

I-1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます

(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくります

生活習慣病は、喫煙・飲酒・食生活などの長い期間の生活習慣に起因するものが多く、その改善によることで予防が可能です。さらに生活習慣病から要支援・要介護認定者になることも多くなっており、予防がより重要となっています。そのため、若年期から区民一人ひとりが生活習慣病に対する正しい知識を持ち、自らの責任で健康を管理していくことが大切です。

区民の健康意識を高め、疾病を未然に防ぐ「一次予防」を重視するとともに、疾病があっても日常生活を元気に過ごすための取り組みを進めていきます。

特定健診・後期高齢者医療健診を初めとした検診などの受診率の向上をはかるとともに、結果に基づく予防などの支援を推進していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の国保加入者	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、特定健診の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。	受診率 42.4%	24年度に25年度からの計画を策定	健康づくり課 国民健康保険課
2	後期高齢者医療健康診査	75歳以上(65歳以上の認定者含む)の後期高齢者医療制度加入者	高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健診を実施します。	受診率 57.5%	制度改正が予定されており、新制度において策定	健康づくり課、高齢医療・年金課
3	ピロリ検診	35歳以上の区民	ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を各保健総合センターで行います。(ピロリ検診の試行は平成20～24年度)	受診者数 1,500人	受診者数 4,250人(24年度) 25年度以降について検討中	健康づくり課、保健総合センター

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
4	大腸がん検診	ピロリ検診と同時実施は35歳以上、区内指定医療機関では40歳以上の区民	ピロリ検診と同時実施または区内指定医療機関で実施する大腸がん検診において便潜血反応検査を行います。	受診者数 18,000人	受診者数 20,000人	健康づくり課・保健総合センター
5	乳がん検診	40歳以上の女性区民	マンモグラフィ（乳房X線撮影）と視触診を併用した検診を区内指定医療機関で行います。	受診者数 9,300人	受診者数 10,250人	健康づくり課
6	子宮頸がん検診	20歳以上の女性区民	子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。	受診者数 19,000人	受診者数 20,250人	健康づくり課
7	肺がん検診	40歳以上の区民	胸部X線検査と喀痰検査を各保健総合センターで行います。	受診者数 3,000人	受診者数 3,000人	健康づくり課・保健総合センター
8	前立腺がん検診	60～64歳の男性区民	PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。	受診者数 200人	受診者数 250人	健康づくり課
9	上乘せ項目健診	40歳以上	特定健診・後期高齢者医療健診時に、「胸部X線検査、腎機能検査」を任意で行います。	受診者数 109,100人	受診者数 134,000人	健康づくり課
10	健康増進健診	40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査非該当者	特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。	受診者数 620人	受診者数 700人	健康づくり課
11	歯周病健診	40～80歳の区民	歯周病を中心とした健診を区内指定医療機関で行います。	受診者数 3,100人	受診者数 3,100人	健康づくり課

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
12	健康相談	区民	区民が気軽に健康について相談できる窓口として、専門職による相談や必要な検査を実施します。	実施回数 111回	実施回数 111回	健康づくり課・保健総合センター
13	生活習慣病予防の年代別栄養改善の推進	区民	健康的な食習慣の形成と生活習慣病予防のための栄養改善を、乳幼児から高齢者にいたるまで、ライフステージに応じて推進していきます。	実施回数 160回	実施回数 180回	健康づくり課・保健総合センター
14	地域歯科保健教室の開催	区民	ライフステージに沿った「歯の健康づくり」の充実をめざし、講話・グループワーク・歯科相談等を実施します。	実施回数 5回 参加者数 120人	実施回数 6回 参加者数 150人	健康づくり課 保健総合センター
15	高齢者インフルエンザワクチン予防接種	原則65歳以上の区民	高齢者インフルエンザワクチン予防接種を希望する方に、接種費用の一部を助成します。	接種率 46%	接種率 50%	保健予防課
16	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	原則65歳以上の区民	高齢者の肺炎球菌による肺炎を予防するために、肺炎球菌ワクチン予防接種を希望する方に、接種費用の一部を助成します。	接種率 18%	50%（5年以内にワクチンを受ける人の割合）	保健予防課

I-1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます

(3) 保健・医療情報を整備・提供します

ますます多様化、個別化する区民の保健・医療ニーズに応えるためには、地域の保健・医療情報を的確に提供するしくみが必要です。そのため、保健衛生システム等による健康管理や生活環境に関する情報の分析を行います。また、国や都からの情報及びインターネットを利用して保健衛生情報の収集・分析を行い、これらの情報を区民の健康づくりのために積極的に提供していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	保健衛生に関する情報の収集・提供	区民	国・東京都をはじめとした、各種保健・医療機関との連携により最新情報の収集を行い、得られた情報・知識・経験などを地域活動や区民への情報提供素材として充実させます。	随時	随時	衛生管理課・足立保健所
2	地域健康状況解析	区民	保健衛生システム・厚生労働行政総合情報システム等を活用し、健康管理情報の提供や各種衛生統計資料の作成を行います。	実施	実施	衛生試験所・衛生管理課
3	医療安全相談	区民	区民からの、区内の医療関係施設や薬局等に関する苦情や相談を受けています。	1,000件	1,100件	生活衛生課

## I-2 介護予防を進めます

### (1) 二次予防対象者の介護予防を支援します

日常生活動作（ADL）は比較的良好で外出が可能であるにもかかわらず、身体が虚弱であるなどの理由から行動が消極的になり、閉じこもりになる方が少なくありません。その結果、さらに足腰が弱くなるなど介護が必要な状態に陥りやすい状況になってしまいます。

このような悪循環にならないよう、介護予防事業の利用が望ましい方に対して、身近な施設で気軽に参加できる運動機能向上、栄養・口腔機能向上、認知症予防など総合的な内容の介護予防教室（らくらく教室）を行い、健康増進と介護予防をはかります。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	介護予防二次予防事業（地域支援事業）	二次予防事業対象者	二次予防事業対象者に地域包括支援センターが（必要に応じ）介護予防プランを立て、運動など各種介護予防事業の参加を支援します。	900人	1,000人	高齢サービス課
2	自主グループの育成支援	一般高齢者	高齢者の自主的な健康づくりグループを育成・支援します。	参加数 80グループ	参加数 85グループ	健康づくり課・保健総合センター
3	保健師等による訪問指導事業	区民	電話や面接による相談に対応し、必要に応じて保健師が家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。	390人	400人	保健総合センター

I-2 介護予防を進めます

(2) 一般高齢者の介護予防・地域リハビリを支援します

高齢者が健康で生きがいを持って毎日を過ごせるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を支援します。また、身近な施設に定期的に集まり活動する場を提供することで、高齢期の健康増進・閉じこもり予防を支援していきます。さらに、自主的活動の支援や交流会の開催などにより、グループ同士の交流や学習を行い、ねたきりや認知症にしない地域づくりを進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者転倒予防講習会	一般 高齢者	転倒予防に関する正しい知識と転倒予防体操を地域に普及するためのリーダー育成を行います。	実施回数 57回 参加者数 1,800人	実施回数 60回 参加者数 2,000人	健康づくり課・保健総合センター
2	自主グループの育成	一般 高齢者	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。	参加数 80グループ	参加数 85グループ	健康づくり課・保健総合センター
3	高齢者健康講座	区民	高齢者の健康づくりについての総合的な学習会を開催し、知識の普及やリーダーの育成をはかります。	実施回数 10回 参加者数 380人	実施回数 15回 参加者数 450人	健康づくり課・保健総合センター
4	高齢者歯科健康講座	一般 高齢者	口腔機能を維持・向上し、健康寿命延伸につなげるために、地域や保健総合センターで、講話・体験学習・歯科相談を実施します。	実施回数 14回 参加者数 274人	実施回数 14回 参加者数 350人	健康づくり課・保健総合センター
5	高齢者栄養健康教室	一般 高齢者	高齢者が元気な生活を維持するために、低栄養予防と食生活の体験学習会を実施します。	実施回数 10回 参加者数 250人	実施回数 10回 参加者数 250人	健康づくり課・保健総合センター
6	高齢者健康大学の開催	一般 高齢者	グループ同士の交流や学習により、リーダー育成支援や、ねたきり・認知症にしない地域づくりを行います。	実施回数 14回 参加者数 500人	実施回数 16回 参加者数 600人	健康づくり課・保健総合センター

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
7	地域リハビリテーション事業 〈地域支援事業〉	一般 高 齢者、区 民	身近な施設に定期的に集まり、高齢者の健康保持増進・閉じこもり予防・認知症予防のための支援を行います。	参加者数 17,500人	参加者数 18,000人	健康づくり 課・保健総 合センター
8	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴 事業)	70歳以 上 高 齢 者	4月1日現在、70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四週のうち、各1回100円で入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。	380,000人	400,000人	高齢サービ ス課
9	地域ミニデイサービス(ふれあい遊 湯う)事業 〈地域支援事業〉	虚 弱 高 齢者	銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。	454回	454回	高齢サービ ス課
10	介護予防教室事業 〈地域支援事業〉	高齢者	介護予防の啓発や介護予防の地域づくりのために、地域包括支援センターが介護予防教室を開催します。	725回	600回	高齢サービ ス課
11	一次予防事業 (通所型 らくら 教室) 〈地域支援事業〉	高齢者	一次予防事業対象者に対し、運動機能向上や閉じこもり予防を目的にした教室を開催します。	22回	38回	高齢サービ ス課
12	一次予防事業 (公園開催 らくら 教室) 〈地域支援事業〉	高齢者	一次予防事業対象者を対象に、公園を会場とし、健康体操やウォーキングを実施します。	91回	144回	高齢サービ ス課
13	敬老祝い事業	88 歳 (米寿) 99 歳 (白寿)	88歳(米寿)、99歳(白寿)を迎える方に記念品を贈呈します。	1,780人	2,400人	高齢サービ ス課



事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
14	高齢者ボランティア（元気応援ポイント） ＜地域支援事業＞	介護保険サービスを受けていない高齢者	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。	登録者 1,450人	登録者 2,000人	介護保険課
15	悠々会館（老人会館）健康体操事業	60歳以上	悠々会館（老人会館）を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します（30人×8回の教室を年2回実施）。	参加者 480人	参加者 480人	住区推進課

1-2 介護予防を進めます

(3) 認知症予防や早期の相談体制を整えます

高齢者人口の増加に伴い、認知症および認知症の介護に関わる問題がますます切実になってきています。

しかし、認知症の知識が不十分だったり、不安を抱えながらも対応方法がわからず放置することで、深刻化してしまうことも少なくありません。

このため、認知症を正しく理解し、適切な対応を学べる学習体制や、身近な相談業務を充実させていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	認知症予防講演会の開催	区民	認知症に関する正しい知識や症状に対する適切な対応を普及啓発します。	実施回数 8回 参加者数 350人	実施回数 8回 参加者数 400人	健康づくり課・保健総合センター
2	認知症介護予防事業(もの忘れ相談)<地域支援事業>	認知症高齢者・介護家族	認知症に関わる問題に対し、専門医などによる適切な相談・指導を行い、本人や家族の負担を軽減します。	実施回数 32回	実施回数 32回	健康づくり課・保健総合センター
3	地域包括支援センターもの忘れ相談事業<地域支援事業>	認知症高齢者・介護家族・介護関係者等	もの忘れや認知症が心配な高齢者やご家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。	100回	100回	高齢サービス課

### I-3 高齢者の社会参加を進めます

#### (1) 社会活動への参加を支援します

単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者の社会参加の機会を広げ、活動を支援することで、高齢者の孤立防止と生きがいや健康づくり活動を通しての地域の活性化や絆づくりをはかります。

老人クラブの支援や、住区センター（悠々館）などでの交流会、行事などを充実していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	老人クラブ指導助成事業	老人クラブ	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。	183クラブ	188クラブ	高齢サービス課
2	住区センター（悠々館）等の運営	60歳以上	高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）などの、60歳以上の区民1人あたりの年間利用回数を増やしていきます。	4.09回/人	4.5回/人	住区推進課

### I-3 高齢者の社会参加を進めます

#### (2) 生涯学習を進めます

高齢者の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習センターや地域学習センター、NPO法人などの団体、サークルと連携して、ライフステージに沿った幅広い学習機会と活動の場を提供していきます。

また、個人の学びの成果を社会に活かすことのできる、「学びの循環」を重点課題と位置づけ、地域社会への参加の場の提供をはかっていきます。学びを起点とした多世代間の交流や地域社会への参加をはかることで、地域の絆づくりにつながる生涯学習を推進していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	学習情報・機会の提供事業	区民	インターネットを活用し、学習機会や指導者情報、サークルに関する情報を提供するとともに、電話等による学習相談にも対応しています。また高齢者が利用しやすい学習機会を提供します。	1,200 講座	1,500 講座	地域文化課
2	学び応援隊事業	区民	地域の学習会や学校の授業に、無償で講師を派遣します。	65 件	85 件	地域文化課
3	あだち区民大学塾の支援事業	区民	区民を対象に、区民講師を中心とした学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。	16 事業	18 事業	地域文化課
4	生涯学習ボランティア活動の推進事業	区民	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。	150 名	180 名	地域文化課
5	地域学習センター登録団体による出張講座・発表支援事業	区民	地域学習センターで活動している登録団体が高齢者施設等で講座・発表を行うことで、日頃の学びの成果を地域に還元します。	55 回	70 回	地域文化課

### I-3 高齢者の社会参加を進めます

#### (3) 生涯スポーツ活動を進めます

高齢期は、生活体力の維持・向上や健康寿命の延伸を目的とし、転倒防止やねたきり予防の事業、スポーツの競技性を安全に楽しむことが大切です。

運動・スポーツにこだわることなく、基本的に仲間とのふれあい・交流を中心に普段着で毎日できる軽度の身体活動の定着化をはかっていきます。そのために、スポーツ施設に限らず、身近な公園や広場に指導員を配置し、気軽にできる運動の機会提供事業を推進します。さらに、心身のメディカルチェックや適切な運動プログラム処方などの方策について関連機関と連携体制を構築し、安全で効果的な運動・スポーツ活動ができる条件整備をはかり運動実践者の増加をめざします。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	区民	高齢者を対象とした「パークで筋トレ」「ウォーキング教室」等を開催するとともに高齢者サークル育成にも努め、自主的活動の環境づくりによる運動・スポーツの日常化を促進します。	6,500人	13,000人	スポーツ振興課
2	地域団体活動支援事業	区民	区民一人ひとりの、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現をめざし、健康づくり啓発イベントの開催、地域スポーツ行事への助成等を行います。	36,264人	40,000人	スポーツ振興課
3	学校施設の地域開放事業	区民	学校施設を区民に開放し、生涯スポーツ、文化活動の日常化、青少年の健全育成、地域コミュニティを推進します。	1,509,500人	1,670,000人	スポーツ振興課

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
4	スポーツ推進委員による活動支援事業	区民	生涯スポーツ、地域活動のコーディネーターとして、区民の健康体づくりの維持・増進、生涯スポーツの環境づくりを目的とした活動を支援します。	351人	390人	スポーツ振興課
5	体育協会による活動支援事業	区民	体育協会、体育・スポーツ事業の安定的な運営を行います。	112,000人	124,000人	スポーツ振興課

### I-3 高齢者の社会参加を進めます

#### (4) 就労を支援します

急速な高齢化が進むなかで、高齢者自身が社会の担い手として活躍し、生きがいのある生活を送ることが求められています。

高齢者の多様な働き方を支援するため、就労相談や情報提供の充実をはかっていきます。高齢者の自発的な就労を促進するために、(公社)足立区シルバー人材センターへの支援、中・高齢者による起業支援なども進めていきます。さらに、経済活性化推進協議会のなかで、ハローワークをはじめとする、国・都等の関係機関や区内企業・団体などとの連携を強化し、情報交換等を行っていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	シルバー人材センター助成事務	60歳以上	シルバー人材センターを支援し、高齢者就労機会の拡充をはかっていきます。	登録者数 3,900人	登録者数 4,000人	就労支援課
2	就労相談室の就労相談	区民	東京芸術センター8階の就労相談室では、内職、シルバー人材センターの会員登録受付等、雇用・生活総合相談を行っています。	延べ相談件数 2,000件	延べ相談件数 2,200件	就労支援課
3	起業家育成事業	起業を志す方	起業を志す方を対象とした連続セミナーを開催します。	40歳以上の受講者数 30人	40歳以上の受講者数 35人	中小企業支援課
4	授産場の管理運営事業	高齢者、生計困難者	高齢者及び生計が困難な方に、設備と仕事を提供します。	35人	37人	高齢サービス課

## 介護保険サービスを適切に提供します

高齢者の多くは、介護が必要となった場合、主に介護サービスを利用して、自宅で暮らしたいと考えています。介護保険サービスの利用状況は、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」や「通所介護（デイサービス）」などが多く利用されていますが、要介護度の相違によって求めるサービスの内容は異なっており、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供していく必要があります。

住み慣れた地域や家庭での自立した生活を支援するため、介護保険と高齢者福祉サービスの連携をはかりながら、適切に介護保険サービスを提供していくとともに、重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支援する24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを導入していきます。

また、在宅での生活が困難な方のために、特別養護老人ホーム等の整備を進め、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境を整えていきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
Ⅱ す 介護保険サービスを適切に提供しま	1 介護保険施設の整備を拡充します	(1) 入所・居住系施設を整えます ※重点課題	3	35
		(2) 地域密着型サービス施設を整えます	3	36
	2 介護保険サービスを提供します	(1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを進めます <新規> ※重点課題	1	36
		(2) 介護保険サービスを供給します	—	37
		(3) 特別養護老人ホーム入所を調整します	1	37

<新規>は新規施策

※重点課題は重点課題施策



## Ⅱ-1 介護保険施設の整備を拡充します

### (1) 入所施設を整えます

今後の要介護高齢者の増加を見込み、特別養護老人ホームや介護老人保健施設といった大規模施設の整備を計画的に進め、入所待機者の解消をはかります。

特別養護老人ホーム建設の際には、ショートステイ用のベッドを設け、在宅での介護負担軽減をはかります。

また、区で保有する介護保険事業者支援施設については、入所者等が安全に利用できるよう、老朽化等に伴う施設修繕を行っていきます。

なお、特定施設入所者生活介護については、整備数が区内の利用者数に達しているため、区内全域で新規整備は見込みません。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	特別養護老人ホームの整備	常時介護が必要な高齢者	入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。 また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。	1,739人	2,739人	高齢サービス課
2	老人保健施設の整備	介護が必要な高齢者	家庭復帰を円滑に進めるために、リハビリテーションを重視した施設整備を支援します。	1,193人	1,717人	高齢サービス課
3	介護保険事業者支援施設の管理	特別養護老人ホーム4カ所 在宅サービスセンター7カ所	旧公設で、区が保有する建物について、老朽化等による修繕を計画的に行います。	実施	実施	高齢サービス課

## Ⅱ-1 介護保険施設の整備を拡充します

### (2) 地域密着型サービス施設を整えます

認知症高齢者が増加している中で、今後、認知症の進行を防ぐには、地域に密着した家庭的な雰囲気の中で生活していくことが望まれるため、引き続き地域密着型サービス施設の整備を進めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業	要支援・要介護高齢者	認知症の方々を中心に、「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせた地域に密着した施設を整備していきます。	10カ所	12カ所	介護保険課
2	認知症高齢者グループホームの整備事業	要支援2以上の認知症高齢者	地域に密着した施設として、生活圏域ごとの整備計画を立て、整備していきます。	31カ所	34カ所	介護保険課
3	複合型サービスの整備事業〈新規〉	要介護高齢者	小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスを整備します。	—	2カ所	介護保険課

## Ⅱ-2 介護保険サービスを供給します

### (1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを進めます 〈新規〉

一人暮らし高齢者の増加や、高齢者が高齢者を介護する者々介護が増えている中で、要介護状態となった場合においても、安心して在宅生活を営めるよう、定期的な巡回訪問だけでなく、緊急時に随時訪問する24時間対応のサービスの整備を進めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	要介護高齢者	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスを整備していきます。	—	5カ所	介護保険課

## Ⅱ-2 介護保険サービスを供給します

### (2) 介護保険サービスを供給します

要支援、要介護者の一人ひとりが、その有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを提供します。

介護サービスについては、第5章 介護保険事業計画（79頁以下）をご覧ください。

## Ⅱ-2 介護保険サービスを供給します

### (3) 特別養護老人ホーム入所を調整します

足立区では特別養護老人ホーム入所検討委員会を設置し、都内の共通ルールである「特別養護老人ホーム入所に関する東京都ガイドライン」に基づき、事業者と協議し「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要綱」を定め、公平かつ適切な入所ができるよう調整・支援をしています。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	特別養護老人ホーム入所検討委員会の運営	特別養護老人ホーム入所申込者	特別養護老人ホーム入居申込者について、入所の優先順位を決定します。	5回	5回	高齢サービス課

## 高齢者の在宅生活を支援します

在宅生活を望んでいる高齢者が増え、区に対して、「家族等の介護者に対する援助」を望む声が多くなっています。住み慣れた地域や家庭での自立した生活を支援するため、医療と介護の連携、介護保険と高齢者福祉サービスの連携をはかります。それにより、在宅生活の維持・継続をはかるとともに、高齢者の介護をしながら暮らしている家族の様々な負担を軽減するための支援を充実させていきます。

また、今後、認知症高齢者が増加していく中で、認知症予防の啓発、早期発見や適切な介護サービスの提供に努めていきます。さらに、認知症サポーターの養成を計画的に進め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
Ⅲ 高齢者の在宅生活を支援します	1 日常生活を支援します	(1) 日常生活に必要なサービスを提供します	16	39~41
		(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します	4	42
		(3) 買物困難者を支援していきます<新規>	1	43
	2 高齢者向け住宅の確保を進めます	(1) 公共住宅を整備します	6	43~44
		(2) 民間賃貸住宅を提供します	3	45
		(3) 住宅改修を支援します	3	46
	3 高齢者対応型のまちづくりを進めます	(1) 総合的なまちづくりをします	2	47
		(2) 公共的建築物を整えます	2	48
		(3) 生活環境を整えます	3	49
		(4) 公共交通機関を整えます	4	50
	4 認知症高齢者の支援を進めます	(1) 認知症に対する正しい理解の啓発をはかります ※重点課題	1	51
		(2) 認知症高齢者に対する医療と介護の連携を充実します ※重点課題	2	51~52
	5 介護者の支援を進めます	(1) 家族会等の活動を支援します	5	53
		(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します	3	54
	6 高齢者の医療と介護の連携を進めます <新規>	(1) 在宅療養に関する医療と介護関係者の連携を図ります <新規> ※重点課題	1	55

<新規>は新規施策

※重点課題は重点課題施策

### Ⅲ-1 日常生活を支援します

#### (1) 日常生活に必要なサービスを提供します

区では、介護保険サービス以外でも高齢者の日常生活を支援し、いつまでも住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、シルバーカーなどの日常生活用具の支給や住宅改修、紙おむつの支給、ねたきり高齢者の寝具乾燥消毒などのサービスを提供します。

また、高齢者が安心した生活を送るための支援の一つとして救急医療情報キットの普及に努めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者日常生活用具給付事業	ひとり暮らしの虚弱高齢者	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、火災警報器など)を給付します	990件	1,100件	高齢サービス課
2	高齢者住宅改修給付(予防給付)	介護保険認定で「自立」判定の高齢者	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。	60件	80件	高齢サービス課
3	高齢者住宅改修給付(設備改修)	介護保険認定で「要支援・要介護」判定の高齢者	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。	220件	260件	高齢サービス課
4	高齢者寝具乾燥消毒事業	介護保険認定で「要介護3・4・5」の高齢者	ねたきり高齢者等の寝具消毒乾燥を実施します。	100人	110人	高齢サービス課
5	紙おむつの支給事業 <地域支援事業含む>	介護保険認定で「要介護3・4・5」の非課税世帯の高齢者	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。	1,237人	1,570人	高齢サービス課

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
6	救急医療情報キット支給事業	高齢者の 世帯又は 障がい者 手帳所持者	健康に不安のある 高齢者又は障がい の手帳をお持ちの 方に医療情報を記 入し冷蔵庫に保管 するキットを支給 します。	2,800人	3,500人	高齢サービ ス課
7	緊急通報システムの 設置事業	慢性疾 患が日常 生活に注 意を要す 高齢者で ひとり暮 らし高 齢のみ 世帯	緊急時にペンダ ント式のボタンを 押すと民間事業者 ・消防署(119番) に通報する装置を 給付します。	960人	1,150人	高齢サービ ス課
8	高齢者福祉電話設 置事業	隣に 親がい ない高 齢者 ひとり 暮らし の高 齢者 世帯 「要介 護3・ 4・5」 の低 所得者	ひとり暮らし高 齢者の安否の確 認、相談連絡、 孤独感の解消を はかるため、福 祉電話を設置し 、基本料金の助 成を行います。	貸与 40台 料金助成 25人	貸与 50台 料金助成 20人	高齢サービ ス課
9	高齢者訪問理美容 サービス事業	介護保 険認定 で「要介 護3・ 4・5」 の高 齢者	ねたきりの高 齢者に理髪・美 容訪問サービス を提供します。	理容 580人 美容 250人	理容 670人 美容 300人	高齢サービ ス課
10	徘徊高齢者位置検 索システム費用助 成事業 <地域支援事業>	認知症 高齢者 を抱え る家族	認知症により徘徊 行動のある高 齢者を介護する 区内の親族が 位置検索シ ステム事業者 と契約した際 に加入・検 索料を助成 します。	30人	40人	高齢サービ ス課

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
11	高齢者在宅サービスセンター西新井の運営	在宅の介護・要支援者 要介護高齢者	「足立区高齢者在宅サービスセンター西新井」について指定管理者制度を利用し、運営します。	1カ所	1カ所	高齢サービス課
12	住宅改修支援事業(理由書作成) ＜地域支援事業＞	居宅介護事業者 居宅介護事業者等	介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者に費用を助成します。	100件	100件	介護保険課
12	あったかサービス事業	区民	65歳以上の方や障がいを持つ方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、会員制の有償の家事・介護サービスを提供します。	会員数 520人	会員数 600人	社会福祉協議会 高齢サービス課
13	高齢者身の回り応援隊事業	概ね70歳以上の高齢者のみの世帯	区民の応援隊員が高齢者世帯の「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。	派遣件数 200件	派遣件数 300件	社会福祉協議会 高齢サービス課
14	車いすの貸出	区民	一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。	延べ件数 730台	延べ件数 750台	社会福祉協議会
15	シルバーステッキの交付	65歳以上歩行困難な高齢者	高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。	交付本数 2,050本	交付本数 2,050本	社会福祉協議会
16	高齢者おはよう訪問	70歳以上の単身者等	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立てます。	月平均 1,000件	月平均 1,050件	社会福祉協議会

Ⅲ-1 日常生活を支援します

(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します

高齢者の在宅での日常生活を支えるためには、区の施策のみでは成り立ちません。多くの民間事業者やボランティアなど様々な人々との協働が必要となっています。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、健康保持・増進をはかるための配食サービスや老人クラブの友愛実践活動など事業者や区民等の活動を支援していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	配食サービス促進事業	在宅高齢者	民間事業者で組織する「あだち配食サービス協力店」と協働し、PR活動や各種研修等を支援します。	414,000食	420,000食	高齢サービス課
2	友愛実践活動への支援	ひとり暮らしの高齢者等	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしの高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。	110クラブ	120クラブ	高齢サービス課
3	福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送事業者	NPO法人等の実施する障がい者等移送サービスを、地域福祉推進事業の一環として支援します。	1法人	推進	障がい福祉課
4	食事サービス支援事業	70歳以上の高齢者世帯	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。	2グループ 6,000食	実施	社会福祉協議会



### Ⅲ-1 日常生活を支援します

#### (3) 買物困難者を支援していきます <新規>

地域環境や高齢者の健康状況によって、買物に行きたくても、行くことのできない高齢者がいます。商店街買物支援事業の助成により、これらの買物困難者に対して支援をしていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	商店街買物支援事業の補助	高齢者を含む買物困難者	店舗の減少や高齢化の進行等によって買物が困難な状況に置かれた方に対し、商店街の自主的な取り組みによる宅配や移動販売車などにより買物を支援します。	—	24年度新規事業 1～2の商店街及び商店街連合会	産業振興課

### Ⅲ-2 高齢者向け住宅の確保を進めます

#### (1) 公共住宅を整備します

民間集合住宅の借上げによるシルバーピア住宅の提供とともに、区営住宅・都営住宅・公社住宅・UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅などの建て替えや大規模改築に際し、床の段差解消や手すりの設置など居住者の高齢化に対応した居室のバリアフリー化を促進していきます。

また、平成22年に創設された都市型軽費老人ホームについては、特別養護老人ホームに併設して整備します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	高齢者	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行っていきます。	423戸	423戸	住宅・都市計画課
2	公共住宅の建替促進	高齢者	単身者向け、多世代同居用など多様な形態の住宅への建て替えを促進します。	促進	促進	住宅・都市計画課

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
3	既存公営住宅等の改善	高齢者等	既存公営住宅の建て替え等にあたって、高齢者のためにスロープや手すりの整備、エレベーター設備の改善をはかります。	促進	促進	住宅・都市計画課
4	軽費老人ホームの整備	60歳以上の区民	食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を整備します。	2カ所	2カ所	高齢サービス課
5	軽費老人ホームケアハウス六月の運営	60歳以上の区民	「足立区ケアハウス六月」について指定管理者制度を利用し運営します。	1カ所	1カ所	高齢サービス課
6	都市型軽費老人ホームの整備	60歳以上の区民	特別養護老人ホームに併設して整備することを支援します。	1カ所	3カ所	高齢サービス課

### Ⅲ-2 高齢者向け住宅の確保を進めます

#### (2) 民間賃貸住宅を提供します

民間事業主体による高齢者向け住宅（高齢者向け優良賃貸住宅制度）を提供します。

また、民間賃貸住宅への入居が敬遠されがちなため、住宅に困窮している高齢者世帯が住宅あっせん制度等を通し、地域で住み続けられるように住み替えのシステムを確立し、必要に応じて世帯の状況に合わせた住情報の提供を行います。

さらに、今後は医療と介護を連携させた高齢者専用賃貸住宅等についての検討も進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者向け優良賃貸住宅の整備促進	高齢者	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅を、管理運営していきます。	73戸	73戸	住宅・都市計画課
2	高齢者向け民間賃貸住宅あっせんの推進	高齢者	住宅を必要とする高齢者に対して宅建協会を通じ民間賃貸住宅のあっせんを推進します。	10件	12件	建築調整課
3	あんしん入居制度の普及	高齢者世帯	都の高齢者等入居支援事業である「あんしん入居制度」を区民に周知し、高齢者等の賃貸住宅への入居促進をはかります。	推進	推進	住宅・都市計画課・高齢サービス課

Ⅲ-2 高齢者向け住宅の確保を進めます

(3) 住宅改修を支援します

高齢者の身体機能や日常生活動作の低下に応じ、段差の解消や手すりの設置など、自己用住宅などを高齢（加齢）仕様に改善・改修できるように支援策を充実させます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	住宅改良助成事業	高齢者等区民	高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や家族構成の変化に応じた間取り変更に對し、工事費の一部を助成します。	6件 1,131千円	20件 2,000千円	建築調整課
2	高齢者住宅改修給付(予防給付) ※再掲	介護保険認定で「自立」判定の高齢者	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。	60件	80件	高齢サービス課
3	高齢者住宅改修給付(設備改修) ※再掲	介護保険認定で「要支援・要介護」判定の高齢者	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。	220件	260件	高齢サービス課

### Ⅲ-3 高齢者対応型のまちづくりを進めます

#### (1) 総合的なまちづくりをします

身近な生活空間である道路や公園、公共的建築物、各種地区整備事業においては、「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区まちづくり推進条例」に基づく「足立区公共施設等整備基準」などを活用し、ユニバーサルデザインに配慮した、利用しやすく、安全で快適な都市空間の創出をはかります。

さらに、区民や事業者などとの協働により、災害発生時に被害を受けやすい高齢者の安全を確保できるよう、特に木造密集市街地における密集事業を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	区民・事業者	「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。	建設主等への働きかけ	推進	障がい福祉課 住宅・都市計画課 開発指導課
2	福祉のまちあるき実施	区民	区民参加のまちづくりをめざし、障がい者等と協働でまちのバリアフリー点検を行い、利用者の声を活かしていきます。	まちあるきによるバリアフリー点検の実施	実施	障がい福祉課

Ⅲ-3 高齢者対応型のまちづくりを進めます

(2) 公共的建築物を整えます

多くの方の利用が見込まれる施設建設にあたっては、利用者の視点に立ち、用途や利用形態などを考慮しながら、だれもが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを推進します。

さらに、民間の小規模生活関連施設に関しても、建設時の助言・指導により、管理者へ理解と協力を求めています。

事業番号	事業名	対象	事業内容	28年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	公共的民間建築物の整備促進	民間建築物の事業者	建築関係団体に対し、「東京都福祉のまちづくり条例」の普及啓発をはかります。民間施設の管理者・設置者に指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	事業者に協力依頼	促進	障がい福祉課
2	公共建築物の整備	公共建築物の事業者	「東京都福祉のまちづくり条例」や、「まちづくり推進条例」に基づく「足立区公共施設等整備基準」によりだれもが使いやすい施設づくりを促進していきます。	事前協議時に内容審査	促進	障がい福祉課 住宅・都市計画課 関係各課

### Ⅲ-3 高齢者対応型のまちづくりを進めます

#### (3) 生活環境を整えます

身近な生活環境の整備として、安全で快適な歩行空間を確保していくため、歩道の拡幅・段差の解消、視覚障がい者用ブロックの設置、電線の地中化などを今後も進めるとともに、近隣住民の理解と協力を得ながら音声付信号機の設置などを関連機関に要望していきます。

また、公園などの施設のアプローチや施設内での移動に配慮した施設づくりを推進します。そのために、段差部分のスロープ化、触知案内板、垂直移動設備の整備など高齢者や障がい者にやさしい施設づくりを推進します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	安全で快適な歩道の整備	区民	幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。	推進	推進	工事課
2	高齢者等にやさしい公園の整備	区民	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。	10カ所	21カ所	公園整備課
3	交通安全教育の実施	高齢者	高齢者交通事故防止のため住区センター、老人館巡回活動、高齢者交通安全講習会等を継続拡大実施します。	47回	47回	交通対策課

Ⅲ-3 高齢者対応型のまちづくりを進めます

(4) 公共交通機関を整えます

公共交通空白地域の解消や駅・病院などへのアクセスの利便性を図るため、バス路線を整備し、高齢者の外出を支援します。また、高齢者が、安全かつスムーズに移動できるように、バスの車両改善や停留所の整備、駅舎のバリアフリー化を促進します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	バス路線網の整備	高齢者	駅や病院など、区民要望の強いバス路線網を整備し、高齢者の外出を支援します。	1路線	14路線	交通計画担当課長
2	超低床バス等の運行の促進	虚弱 高齢者	バスの車両を超低床にしたり、リフト付き車にするように交通事業者に働きかけています。	導入率99%	促進	交通計画担当課長
3	バス停留所施設の改善整備の促進	高齢者	高齢者等に配慮したバス停留所の施設改善・整備を促進します。	バス停上屋 102カ所 ベンチ 84カ所	促進	交通計画担当課長
4	鉄道駅のバリアフリー化の促進	階段の上り下りが困難な移動困難者	鉄道駅へのエレベーター設置や段差解消などで移動の円滑化を図り、高齢者の外出を支援します。	推進	推進	障がい福祉課



### Ⅲ-4 認知症高齢者の支援を進めます

#### (1) 認知症に対する正しい理解の啓発をはかります

認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症を正しく理解し、地域で認知症高齢者や介護家族の応援者となる「認知症サポーター」を増やしていきます。高齢者と接する機会の多い地域団体のみならず、一般企業や若い世代などに幅広く働きかけ、養成講座を開催します。

また、「認知症サポーター」と「足立あんしんネットワーク」を相互に連携させ、認知症に対応できる地域の見守りネットワークのしくみづくりを進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	認知症高齢者支援事業 <地域支援事業>	区民	認知症高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を開催し認知症サポーターの養成をはかります。	累計 9,000人	累計 12,000人	高齢サービス課

### Ⅲ-4 認知症高齢者の支援を進めます

#### (2) 認知症高齢者に対する医療と介護の連携を充実します

区内4か所の地域包括支援センターに、専門の資格を有する認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護が円滑に連携できるしくみを確立することで、地域での認知症ケアを推進していきます。また、地域包括支援センターの抱える困難事例の相談に応じ、区全体の認知症対応力の向上を図ります。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	認知症高齢者支援ネットワーク事業	地域包括支援センター	医療と介護、様々な関係機関を有効的に連携させるため、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置します。	4カ所	4カ所	高齢サービス課

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
2	地域包括支援センターもの忘れ相談事業 ＜地域支援事業＞ ※再掲	認知症高齢者・介護家族・介護関係者等	もの忘れや認知症が心配な高齢者やご家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。	100回	100回	高齢サービス課

### Ⅲ-5 介護者の支援を進めます

#### (1) 家族会等の活動を支援します

要介護認定者が自宅で生活を続けるためには、介護者やその家族に対する支援が重要となります。

高齢者の方を介護しながら暮らしている家族の様々な負担を軽減するために、介護教室の開催やメンタルヘルスの支援を充実させていきます。

また、介護者家族会の活動がさらに活発になるよう支援していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	要介護高齢者家族会の育成支援事業	要介護者家族	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援・育成します。	260人	280人	高齢サービス課
2	介護者教室(地域包括支援センター)	区民	要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。	411回	300回	高齢サービス課
3	認知症高齢者を抱える家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者介護する家族	認知症高齢者を介護する家族にかわり、見守りや話し相手になります。	支援員55人	支援員75人	高齢サービス課
4	認知症家族会への支援	認知症家族	同じ立場の家族同士が共感し、励まし合い、介護を学び合えるよう家族会を支援します。	12回	12回	健康づくり課・保健総合センター
5	家族介護慰労事業<地域支援事業>	重度の要介護者を介護している家族	在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減をはかることを目的に、介護をする家族に対して慰労金を支給します。	15人	20人	介護保険課

Ⅲ-5 介護者の支援を進めます

(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します

精神保健相談や健康教育などを通じて、介護者の精神的健康の保持及び向上をはかります。特に、近年増加傾向にあり、介護疲れの方に起こりやすい、うつ病の予防や早期発見について、専門医による相談や家庭訪問などで対策に努めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	精神保健相談	区民	区民のこころの健康問題について、専門医と保健師が面接や家庭訪問により相談に応じ、専門的助言、指導を行います。	62回 170人	62回 185人	保健総合センター
2	うつ相談・うつ家族教室	区民	区民のストレス等によるこころの問題、うつなどに対し専門医と保健師が相談及び家族教室を行います。	33回 231人	33回 235人	保健総合センター
3	アルコール関連問題相談	区民	アルコール依存症者や家族のみならず、複雑化するアルコール関連問題について、専門的立場から個別相談やグループワークを主体とした相談事業を行います。	12回 86人	12回 86人	保健総合センター

### Ⅲ－6 高齢者の医療と介護の連携を進めます

#### (1) 在宅療養に関する医療と介護関係者の連携をはかります <新規>

高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、在宅療養の推進が必要となります。

(仮称)在宅療養推進会議を設置し、在宅療養に関する医療と介護関係者との連携を強化し、要介護者等への包括的な支援を推進していきます。

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
1	(仮称) 在宅療養推進会議 の設置	医療・介 護 関係 団体	医療サービスと介 護サービスの連携 をはかる会議体を 設置し、在宅療養 の推進について検 討していきます。	—	設置	高齢サービ ス課 介護保険課 保健予防課

## Ⅳ 高齢者の権利を守るしくみを充実します

これから高齢者になる区民が、健康で安心して高齢期を迎えることができるよう、老い支度の支援を進めます。

また、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合は、自らサービスを選択し契約することが困難になります。成年後見制度支援事業や福祉サービス利用援助事業を効果的に連携させ、意思能力が不十分な認知症高齢者などを支援していくとともに、高齢者の虐待や消費者被害などへの対応も進めていきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
Ⅳ くみを充実します 高齢者の権利を守るし	1 高齢者の権利を守るしくみを充実します	(1) 高齢期への準備(老い支度)を支援します ＜新規＞ ※重点課題	3	57～58
		(2) 成年後見制度の普及・支援をはかります ※重点課題	2	59
		(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます ※重点課題	2	60
		(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます ※重点課題	4	61

＜新規＞は新規施策 ※重点課題は重点課題施策

## IV-1 高齢者の権利を守るしくみを充実します

### (1) 高齢期への準備（老い支度）を支援します

団塊の世代が高齢期に向かっている中で、今後、高齢者になる区民に対し、安心して高齢期を迎えることができるよう、高齢期への準備（老い支度）を支援します。

また、身寄りのない高齢者や高齢者のみ世帯などが、身体機能や判断能力が低下しても、住みなれた地域で安心した生活ができるよう、高齢期の多様なリスク（判断能力低下時の財産管理、緊急入院時の支援、福祉施設利用時の保証人、葬祭等）とその予防策を情報提供しながら、高齢者一人ひとりの自発的な準備の重要性を啓発していきます。高齢者あんしん生活支援事業を充実するとともに、出前講座などにより、区民及び福祉サービス従事者への啓発も積極的に進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	老い支度啓発事業	50代以上の区民	年をとったときに必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。老い支度読本の活用を含め地域包括支援センターで関連講座を開催します。	講座開催回数 57回	講座開催回数 75回	老い支度推進担当課
2	福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	軽度の認知症高齢者等	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。	契約件数 50件	契約件数 65件	社会福祉協議会

事業 番号	事業名	対象	事業内容	23年度 見込み	計画目標 (26年度)	担当課
3	高齢者あんしん生 活支援事業	判断能 力のある 身寄りの ない高齢 者	65歳以上で区内 に身寄りのない高 齢者に対して、見 守り、入院時の支 援、成年後見制度 への確実な橋渡 し、葬祭等を含め た包括的な老い支 度支援を契約によ り提供します。	契約件数 34件	契約件数 65件	社会福祉協 議会



IV-1 高齢者の権利を守るしくみを充実します

(2) 成年後見制度の普及・支援をはかります

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者が、個人として尊重され、自分の財産や収入を有効に活用して必要なサービスを選択し、安心して生活できるよう、法的に支える制度です。悪質な消費者被害や権利侵害から高齢者を保護することにも有効です。区と社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等が連携し、成年後見制度の積極的な普及・支援を進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	成年後見制度等利用支援事業 ＜地域支援事業＞	認知症高齢者等	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進し、後見人等を支援するネットワーク作りを進めます。また、成年後見制度の手続き支援及び身寄りのない方の区長申し立て、後見人が選任されるまでの期間の事務管理等を行います。	区長申し立て 26件	38件	中部福祉事務所 福祉管理課 社会福祉協議会
2	成年後見制度推進機関の運営	認知症高齢者等 社会貢献型後見人	成年後見制度の普及啓発、社会貢献型後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進をはかります。	社会後見型 後見人養成 人数 11人	22人	中部福祉事務所 福祉管理課 社会福祉協議会

IV-1 高齢者の権利を守るしくみを充実します

(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます

区では、医師会、弁護士会、警察、消防、区内団体や介護保険事業者代表者などによる足立区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を中心として、組織的な高齢者の虐待防止を進めます。

平成22年3月に区の虐待対応マニュアルとして「足立区の高齢者虐待対応について」を作成し、関係者が共通認識のもと協力して対応しています。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者虐待防止ネットワーク事業	区民・関係団体	区内関係機関が集い、高齢者虐待の予防と早期発見、再発防止対策等について検討・協議を行います。	委員会 年2回 開催	委員会 年2回 開催	高齢サービス課
2	高齢者緊急ショートステイ事業 <地域支援事業> 及び老人ホーム入所措置事業	要介護認定を受けていない高齢者	要介護認定を受けていない高齢者が、介護者の不在や虐待等により緊急に保護が必要な場合に、特別養護老人ホーム等の緊急ショートステイを利用することにより、高齢者の安全を確保します。また、増加している迷子高齢者、虐待を受けた高齢者等を対象とした、夜間・休日にも対応できる緊急保護のしくみを、区内の介護保険施設及び医療機関と連携して構築していきます。	協定施設数 18カ所	協定施設数 20カ所	中部福祉事務所

IV-1 高齢者の権利を守るしくみを充実します

(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます

広報紙やインターネットを活用して悪質な商法などの迅速な情報提供に努めます。

また、地域包括支援センターや高齢者と身近に接する介護事業者等への迅速、定期的な情報提供体制を整えます。これにより高齢者の消費者被害の未然防止や消費者被害発見時の適切な対応に努めます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	消費生活相談事業	高齢者等	消費生活における契約トラブル等の相談を受けています。	4,500件	4,500件	産業政策課
2	消費者支援事業	高齢者等	悪質商法等の情報提供や被害防止のための啓発をはかります。	11回	11回	産業政策課
3	消費者教室(講師派遣)事業	高齢者等	悪質商法被害防止をはじめとした消費者トラブル未然防止のための学習会に講師を派遣します。	55回	80回	産業政策課
4	消費者被害対応ネットワークの運営	高齢者等	高齢者の消費者被害発見・見守りのために地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会等と連携し、情報の共有をはかりながら迅速な解決につなげます。	実施	実施	産業政策課

サービス提供事業者が、サービスの質を向上させ地域に定着することは重要です。利用者が自分に適した、質の高いサービスを選択できるよう情報を提供し、かつ事業者のサービス改善を促進するため、福祉サービス事業者の第三者評価の受審を支援します。また、安定的な介護サービスの供給を確保するため、人材の確保と育成を支援します。

また、だれもが安心して福祉サービスを利用できるように、サービスに対する不満などを気軽に相談できる窓口を設け、苦情を適切かつ迅速に処理していきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
高めていきます V 福祉サービスの質を	1 福祉サービスの質の確保と向上をめざします	(1) 第三者評価を進めます	1	63
		(2) 苦情などの解決を行います	3	64
		(3) 介護保険事業者等との協働を進めます	1	65
	2 人材の確保と育成を進めます	(1) 人材の確保と育成を進めます	5	66

## V-1 福祉サービスの質の確保と向上をめざします

### (1) 第三者評価を進めます

福祉サービス第三者評価は介護サービス事業者を外部の評価機関が公平に評価し、その結果を公表するものです。評価結果を参考に、利用者が自分に適した質の高いサービスを選択できるよう、また福祉サービス提供事業者自らがサービスの質の向上に反映できるように、第三者評価の受審を支援します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	福祉サービス第三者評価受審支援事業	福祉サービス事業者	都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者に経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報をはかります。	受審率 18%	受審率 24%	高齢サービス課

V-1 福祉サービスの質の確保と向上をめざします

(2) 苦情などの解決をおこないます

福祉サービスに対する苦情などを公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、サービスと顧客満足度の一層の向上を図ります。

また、介護保険施設に相談員を派遣し、入居者から直接聞き取りを行い苦情などを施設に的確に伝え、サービスの向上につなげます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	区民	福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会が設置されています。	開催 年6回	開催 年6回	高齢サービス課
2	介護相談員派遣等事業 ＜地域支援事業＞	施設 入所者	介護施設に定期的に訪問し、利用者との対話を通じ、福祉サービスのトラブル予防や更なる質の向上を図るため利用者と施設事業者の橋渡しを行います。	派遣 年12回	派遣 年12回	高齢サービス課
3	権利擁護センターあだちの運営	高齢者 介護者 家族	福祉サービスの苦情相談の身近な窓口として、権利擁護センターあだちがあります。また、地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担っています。	推進	推進	社会福祉協議会

V-1 福祉サービスの質の確保と向上をめざします

(3) 介護保険事業者等との協働を進めます

介護サービス事業者連絡協議会との情報・意見交換を定期的を実施し、区と事業者の連携・協働体制を強化して適切な介護サービスの提供をはかります。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	民間事業者等との連絡調整	介護サービス事業者	介護サービス事業者連絡協議会との情報交換等を定期的に行うとともに、事業者連絡会を開催し速やかな情報提供を行います。	事業者連絡協議会 60回 事業者連絡会 2回	推進	介護保険課 関係各課

## V-2 人材の確保と育成を進めます

### (1) 人材の確保と育成を進めます

今後の高齢社会の進展に伴い、保健・福祉のニーズはますます増加・多様化すると見込まれています。この状況に対応するには、福祉・介護のサービスを担う人材の安定した確保と定着が不可欠となります。

このため、区ではホームヘルパーの養成講座やヘルパーのフォローアップ研修などを行い、有資格者の育成や人材のスキルアップを支援していきます。

さらに、要介護者一人ひとりに適した介護サービス計画を立てる介護支援専門員の育成も進めます。

また、「福祉のしごと相談・面接会」の開催などにより、介護事業者の人材雇用を支援します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	ホームヘルパーの育成事業	区民	在宅福祉サービス提供の要となる訪問介護員(ホームヘルパー)の養成講座を設けます。	2,775人	2,985人	高齢サービス課
2	ヘルパーフォローアップ研修会	訪問介護員	訪問介護員(ホームヘルパー)のフォローアップ研修を行います。	受講者 年600人	受講者 年600人	高齢サービス課
3	介護支援専門員研修事業	介護支援専門員	継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上をはかります。	現任研修 5回 420人 新任研修 3回 161人	現任研修 4回 新任研修 4回	介護保険課 社会福祉協議会
4	福祉のしごと相談・面接会	区民・介護サービス事業者	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大をはかります。	参加者 103名	参加者 150名	高齢サービス課
5	介護サービス事業従事者永年表彰	介護サービス従事者	区内の同一介護サービス事業所に5年以上及び8年以上継続して勤務した専門職員を表彰します。	563人	600人	介護保険課



## 地域で支えあうしくみを充実します

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、高齢者への虐待や地域から孤立した状態で高齢者が亡くなる事例などが社会問題となっています。さらに、単身高齢者で、困りごとや悩みごとの相談相手がいない高齢者もいます。このように地域のコミュニティ意識の希薄化が指摘されるなかで民生委員、自治会、地域活動組織と連携し、要支援高齢者の発見、声かけ、見守りなどを行いながら地域で支えるしくみづくりを構築していきます。

また、地域包括ケアの推進役である「地域包括支援センター」を中核として、地域のボランティアや各種団体、関連機関により構築された「足立あんしんネットワーク」を強化し、高齢者が日常生活を安心して過ごすために、身近な地域で、お互いを支えあうしくみを充実します。また、団塊世代や中年層の地域活動やボランティア・NPO活動等への参加を支援していきます。

施策の柱	施策群	施策	事業数	掲載頁
VI 地域で支えあうしくみを充実します	1 情報提供と相談の体制を整えます	(1) 情報提供を進めます	1	68
		(2) 相談機能を高めます	4	69
		(3) 各種サービスをコーディネートします	3	70
	2 地域の包括支援体制を整えます	(1) 地域包括支援センターの機能を充実します	5	71
		(2) 関係機関・団体との連携を強化します	4	72
	3 地域の支えあい活動を広めます	(1) 区民の支えあい活動を充実していきます	2	73
		(2) 高齢者の見守り活動を推進します ※重点課題	1	73
		(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます ※重点課題	2	74
		(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます	2	75
		(5) 保健福祉教育を進めます	5	76
	4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します	(1) ボランティア・NPOを育成します	5	77
		(2) ボランティア・NPO活動を支援します	6	78

※重点課題は重点課題施策

## VI-1 情報提供と相談の体制を整えます

### (1) 情報提供を進めます

広報紙や区ホームページを活用し、区民に対して高齢者に関する情報の提供を一層充実させていきます。

介護サービスを提供する事業者については、広く情報を公開していきます。高齢者が利用しやすいよう、パンフレットなどを配布し、地域の事業者について情報を得られるようにしていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	在宅福祉事業案内の作成	区民	高齢者福祉に関する情報提供と意識啓発をはかるため、事業案内を作成します。	実施	実施	高齢サービス課

## VI-1 情報提供と相談の体制を整えます

### (2) 相談機能を高めます

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として、保健・福祉・介護などの相談にきめ細かく対応しています。また、福祉事務所や保健総合センターでより専門性の高い情報の提供や相談体制を整備していきます。さらに、介護者家族会による介護者同士の同じ目線に立った相談事業を支援します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者総合相談 (地域包括支援センター)	区民	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。	49,000人	56,000人	高齢サービス課
2	高齢者訪問相談 (地域包括支援センター)	区民	何か困っていることがないか、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみのお宅へ個別に訪問し、各種の相談に応じています。	17,400件	21,400件	高齢サービス課
3	介護者のなやみ電話相談事業の支援	介護者を抱える家族	あだち1万人の介護者家族会が行っている電話相談事業や家族会を支援します。	月2回実施	月2回実施	高齢サービス課
4	高齢者福祉相談	高齢者	福祉事務所で生活困難となった高齢者の相談に応じます。	随時	随時	福祉事務所



## VI-2 地域の包括支援体制を整えます

### (1) 地域包括支援センターの機能を充実します

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員を配置し、総合的なケア体制機能を備えています。今後は、一層の機能強化を図るため、基幹地域包括支援センターを中心に、認知症地域支援推進員、介護サービス事業者、医療機関、その他関係機関との連携と地域包括支援センター職員の資質向上に努めていきます。また、地域とのネットワークを強化し、早い段階で必要なサービスにつなげていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	高齢者総合相談(地域包括支援センター) ※再掲	区民	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。	49,000人	56,000人	高齢サービス課
2	高齢者訪問相談(地域包括支援センター) ※再掲	区民	何か困っていることがないか、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみのお宅へ個別に訪問し、各種の相談に応じています。	17,400人	21,400人	高齢サービス課
3	地域ケアネットワーク事業(地域包括支援センター) ※再掲	区民、事業者、官公庁	高齢者が住みなれた地域で生活を送れるように、区民、関係機関や介護保険事業者等が連携し支援を行えるネットワークを構築していきます。	推進	推進	高齢サービス課
4	介護者教室(地域包括支援センター)	区民	要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。	411回	300回	高齢サービス課
5	足立あんしんネットワーク事業(地域包括支援センター)	高齢者	高齢者や、その家族の不安や悩みを早期に見つけ出し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。	あんしん協力員458人 あんしん協力機関448機関	あんしん協力員500人 あんしん協力機関500機関	高齢サービス課

VI-2 地域の包括支援体制を整えます

(2) 関係機関・団体との連携を強化します

地域福祉を推進するためにボランティア団体や区の関連福祉団体が様々な活動を展開しています。足立区は地域福祉活動の推進を福祉の柱に立てており、今後ともこれらの団体の活動を一層支援していきます。さらに情報を交換して交流を深め、活動の役割分担を明らかにする一方で団体相互の連携システムを整備していきます。

また、民生・児童委員、町会・自治会、商店街振興組合などとの関係を強化するとともに、保健福祉・地域振興・教育など関連部課との緊密で柔軟な体制づくりをはかっていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	民生・児童委員との連携	—	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化していきます。	推進	推進	福祉管理課
2	ボランティア団体との連携	足立区ボランティア連合会、登録ボランティア団体	足立区ボランティア連合会および登録ボランティアグループと連携し、ボランティアまつり、各種講座を行い、区内のボランティア活動の推進をはかります。	足立区ボランティア連合会及び登録ボランティアグループと連携し、各種事業・講座を行う	推進	社会福祉協議会
3	老人クラブとの連携	老人クラブ	老人クラブとの情報交換を密にすることによって、高齢者の生の声を反映した地域づくりをめざしています。	推進	推進	高齢サービス課
4	シルバー人材センターとの連携	60歳以上	高齢者の就業に向けた仲介・調整を行うシルバー人材センターとの連携を密にすることで、高齢者の活躍の場と生きがい対策である就業を支援しています。	推進	推進	就労支援課

### VI-3 地域の支えあい活動を広めます

#### (1) 区民の支えあい活動を充実していきます

社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の推進をはかるため、様々な支援に取り組んでいきます。具体的には、これまで実施してきた住民参加型相互援助サービスの拡大に加え、地域を舞台とした様々な地域福祉「活動」をつなげていくために、多様な媒体を利用しての活動情報の発信や、活動のためのきっかけづくり、ネットワークづくりに取り組みます。また、広報活動やイベントを通じた啓発活動を積極的に展開していきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	あったかサービス事業 ※再掲	区民	住民参加型の会員制による支えあいの活動で、在宅高齢者等の日常生活における有償の家事・介護援助事業を行います。	会員数 520人	会員数 600人	社会福祉協議会 高齢サービス課
2	高齢者身の回り応援隊事業 ※再掲	概ね70歳以上の高齢者のみの世帯	区民の応援隊員が高齢者世帯の「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。	派遣件数 200件	派遣件数 300件	社会福祉協議会 高齢サービス課

### VI-3 地域の支えあい活動を広めます

#### (2) 高齢者の見守り活動を推進します

高齢者が安心して地域で生活ができるよう、地域包括支援センターを中核として、専門相談協力員、あんしん協力員、あんしん協力機関の連携による高齢者見守り体制を強化していきます。また、心配な高齢者の情報が寄せられるよう、積極的に地域団体や住民組織と顔の見える関係づくりを行います。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	足立あんしんネットワーク事業(地域包括支援センター) ※再掲	高齢者	高齢者や、その家族の不安や悩みを早期に見つけ出し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。	あんしん協力員458人 あんしん協力機関448機関	あんしん協力員500人 あんしん協力機関500機関	高齢サービス課

VI-3 地域の支えあい活動を広めます

(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます

「足立あんしんネットワーク」による高齢者の見守り活動を引き続き推進し、地域ぐるみの支えあい活動を展開していきます。

また、お互いを理解しあい、安心して付き合うことのできる場所としてのサロン活動など、子育て中のお母さんや障がいのある方、お年寄りなどが地域で孤立することのないような居場所づくり活動の拡大をはかります。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	足立あんしんネットワーク事業(地域包括支援センター) ※再掲	高齢者	高齢者や、その家族の不安や悩みを早期に見つけ出し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。	あんしん協力員 458人 あんしん協力機関 448 機関	あんしん協力員 500人 あんしん協力機関 500 機関	高齢サービス課
2	ふれあいサロン支援事業	高齢者、障がい者	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。	サロン数 53カ所	サロン数 70カ所	社会福祉協議会



VI-3 地域の支えあい活動を広めます

(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます

災害時やそのおそれがある場合に、自力であるいは家族などの支援を受けなければ避難することが困難な要介護高齢者や障がい者など、いわゆる災害時要援護者が、逃げ遅れたりすることを未然に防ぐために、関係機関との災害時要援護者情報の共有や、地域での支援活動を円滑に行うための災害時要援護者避難支援プランの活用、支援体制の整備を進めていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	災害時の避難支援プランの整備	① 65歳以上のみの世帯の要介護高齢者(要支援は除く) ② 身体障害者手帳1～3級の方 ③ 愛の手帳1～4度の方	災害時要援護者に対して、あらかじめ避難支援者を決めるなど、地域での支援活動を円滑に進めるため、災害時要援護者の避難支援プランを作成する事業を行います。	23年度更新実施	更新予定	災害対策課 福祉管理課 関係各課
2	災害時の医療救護体制の整備	区民	健康危機管理対策指針の随時改訂、庁内の体制の再構築を行い、健康危機管理体制を充実させます。 平成22年度に新型インフルエンザ行動指針の改訂を行いました(H23.1.28)。新型インフルエンザ対策本部を意思決定機関としました。大震災発災の対策・対応を含め災害時の医療救護体制を整備します。	既存マニュアルを活用	随時改定	災害対策課 衛生管理課 保健予防課 保健総合センター

## VI-3 地域の支えあい活動を広めます

### (5) 保健福祉教育を進めます

幼稚園では、保護者への福祉教育の普及・啓発をはかるとともに、高齢者との交流を通じて高齢者に対する福祉意識の醸成をはかります。小・中学校では、高齢者を思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むとともに、高齢者福祉への関心と理解を深めさせることが重要となります。また、基礎的な知識の習得、社会福祉の意義の理解をはかるとともに、社会福祉の課題解決や、その増進に寄与する能力等の育成が重要となります。これらの教育は、主に社会科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで行ってきましたが、一層の充実に向け取り組んでいきます。特に、ボランティア活動など、体験を通じた実践的・効果的な福祉教育を推進していきます。また、高齢者に関する人権尊重の意識の高揚をはかっていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	児童・生徒の福祉関連学習	学校	特色ある教育活動をはじめ各教科等の指導の充実に向け、情報提供などの支援を行います。	教育課程の編成に関する指導・助言	実施	教育指導室
2	教職員研修と福祉との連携	教職員	高齢者への福祉教育をはじめとした福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。	人権研修会等の実施、校内研修会における指導・助言	実施	教育指導室
3	PTA活動での福祉学習の実施支援	PTA	児童・生徒の福祉関連学習がより充実し、円滑に行われるような活動をPTAが行えるように情報提供などの支援を行います。	推進	推進	青少年課
4	高齢者等との交流事業	乳幼児及びその保護者・幼稚園・保育園児	幼稚園・保育園・高齢者向け施設の協力を得て、交流会を増やし、保健・福祉の意識形成を進めていきます。	実施	実施	関係各課
5	福祉講座・講演会等の実施	区民	福祉に関する理解と意識啓発を目的として福祉講座や講演会を開催していきます。	推進	推進	福祉部各課

## VI-4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します

### (1) ボランティア・NPOを育成します

地域の支えあい活動等の大きな原動力ともなるボランティアやNPOの育成を進めます。社会福祉協議会などが実施している地域活動や社会貢献活動の情報を幅広く提供し、具体的な活動に結び付けていきます。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	ボランティア活動相談	区民	ボランティアに関する情報提供や相談機能を充実します。	個人登録者数 330名	推進	社会福祉協議会
2	ボランティアまつり	区民	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進をはかります。	震災の影響により中止	参加団体 50 団体 一般来場者 数 3,000名	社会福祉協議会
3	ボランティアの育成	区民	各種ボランティア講座を企画、開催し様々な層の参加を促し、多様な展開をはかります。	ボランティア参加者数 延 450名	ボランティア参加者数 延 650名	社会福祉協議会
4	新たなボランティア層の発掘	区民	新たなボランティア層の発掘、拡大のため、勤労者層や大学生等若年層をターゲットに、活動のきっかけづくりを強化します。	—	推進	社会福祉協議会
5	NPOの育成支援	区民	区民活動の担い手としての自立型NPOを育成支援するため、各種講座や助成事業を実施します。	2講座延6日、12時間 助成団体数 24団体	3講座延9日、18時間 助成団体数 35団体	区民参画推進課

## VI-4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します

### (2) ボランティア・NPO活動を支援します

区民がボランティア活動などを通じて地域活動や社会貢献活動に継続して取り組めるよう、ボランティア・NPO団体などの活動を支援します。

事業番号	事業名	対象	事業内容	23年度見込み	計画目標(26年度)	担当課
1	ボランティアグループの育成・支援	—	ボランティアグループの活動を支援するため、活動場所の提供、広報活動への協力、各種相談への対応・助言などを行います。	活動場所(ボランティアスペース)の環境整備を行う	推進	社会福祉協議会
2	ボランティア連合会への支援	足立区ボランティア連合会	登録ボランティアグループ及び個人の有志から成る足立区ボランティア連合会の活性化をはかるため、運営・機関誌の発行に対し財政面での支援を行います。	連合会運営費・広報費の助成を行う	実施	社会福祉協議会
3	ボランティアに関する情報提供	—	ホームページを活用したボランティア募集やブログによるボランティア情報・講座の情報提供を行います。	ホームページ、ブログを通じてボランティア情報の提供を行う	推進	社会福祉協議会
4	ボランティアコーディネートの充実	区民	ボランティアをやりたい人、またボランティアを必要とする人に対し、一人ひとりにあった活動の紹介、情報提供、マッチングを行います。	ボランティア参加者数延450名	ボランティア参加者数延650名	社会福祉協議会
5	NPOの運営・マネジメント支援	区民	区内NPOの経営基盤を強化し、安定した事業展開をはかるために、各団体の課題解決に向けた人材育成やマネジメント支援を行います。	8講座、延13日25時間 相談件数250件	8講座、延15日28時間 相談件数280件	区民参画推進課
6	社会貢献活動支援サイトの運営	シニア世代	シニアの社会貢献活動を支援するためのサイトを構築します。区・NPOなど様々な地域情報や人材情報等を収集提供します。	約18,000アクセス	約25,000アクセス	区民参画推進課

## 第5章 介護保険事業計画

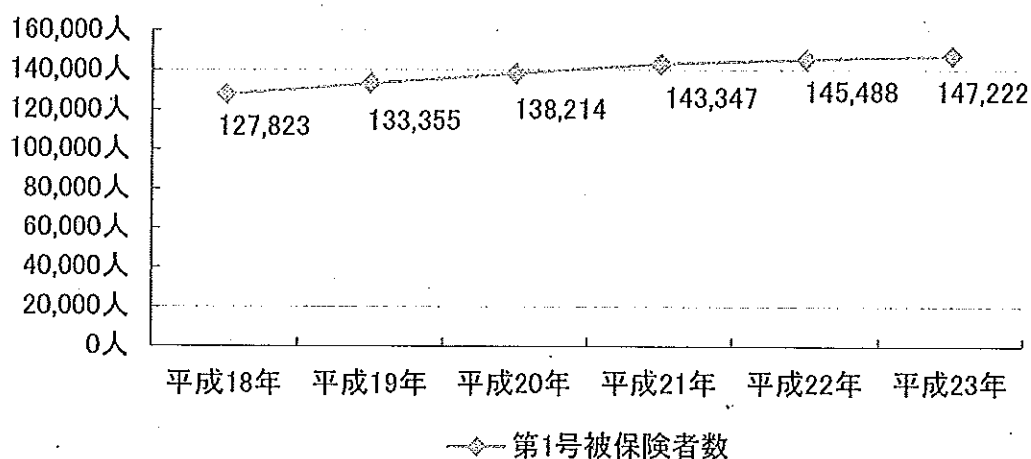
### 介護保険事業の現状

#### (1) 被保険者数、要支援・要介護認定者数等の推移

第1号被保険者数は、平成18年10月1日現在127,823人でしたが、年々増加し平成23年10月1日現在では、147,222人となり、約1.2倍となっています。

要支援・要介護認定者数は、平成23年10月1日現在、25,246人、サービス利用者は20,503人で、平成18年度と比較すると、ともに約1.2倍となっています。

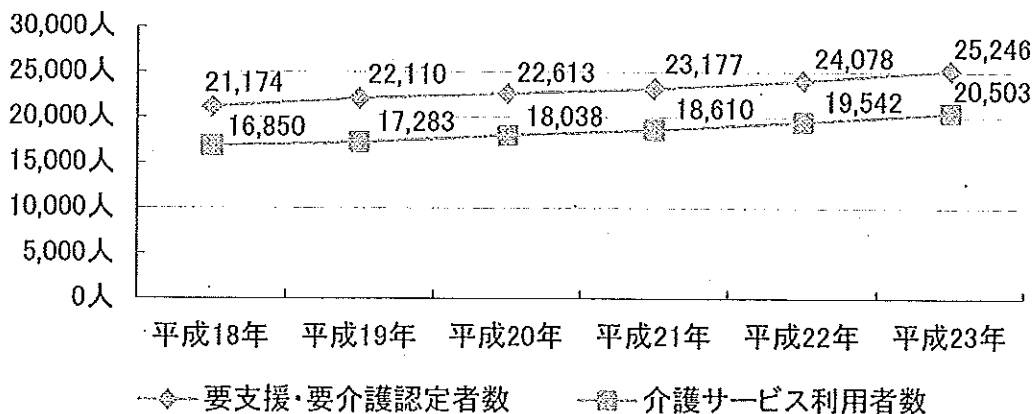
図5-1 第1号被保険者数の推移



※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

図5-2 要支援・要介護認定者数、介護サービス利用者数の推移



※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

表5-1 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護サービス利用者数の推移

(人)

区分	第3期			第4期		
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
第1号被保険者数	127,823	133,355	138,214	143,347	145,488	147,222
要支援・要介護認定者数	21,174	22,110	22,613	23,177	24,078	25,246
介護サービス利用者数	16,850	17,283	18,038	18,610	19,542	20,503

※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

## (2) 介護度別要支援・要介護認定者数の推移

平成18年度では要介護1の認定者が多く、要支援2が少ない形となっていますが、平成23年度では要介護2が最も多く、2割を占めています。また、平成18年度と23年度を比較して、要支援2、要介護2・5の増加が目立っています。重度化防止のために、要介護者の介護予防の推進が重要です。

表5-2 介護度別要支援・要介護認定者数の推移

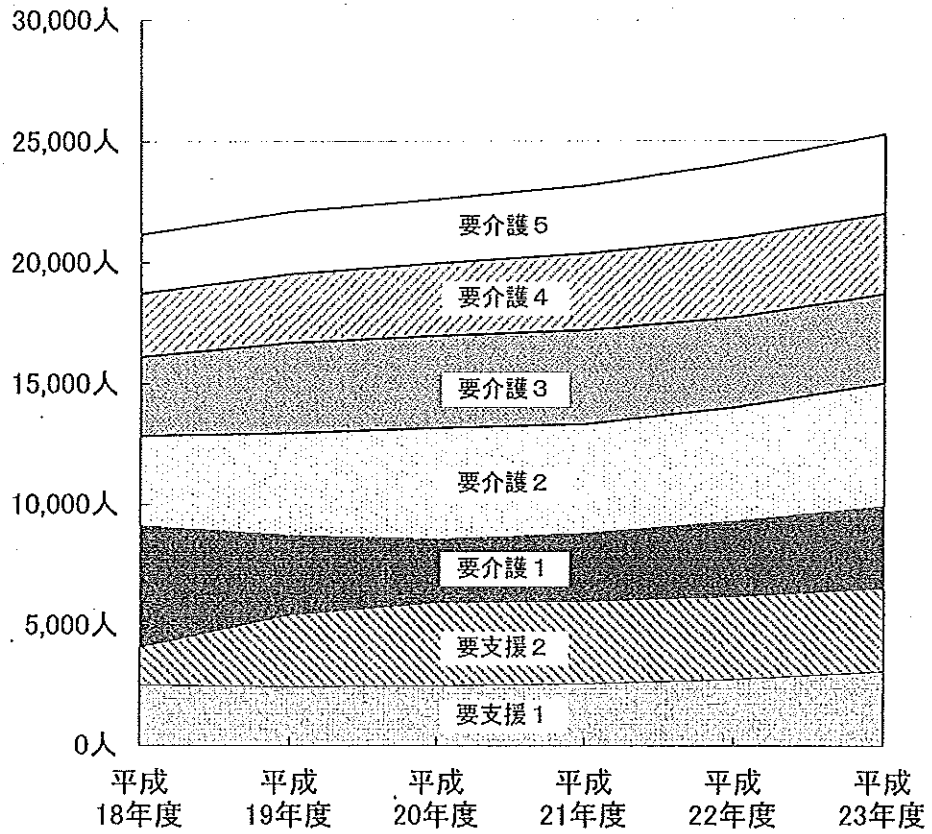
(人)

区分	第3期			第4期		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	2,520	2,454	2,499	2,577	2,760	3,072
要支援2	1,559	2,969	3,431	3,401	3,423	3,431
要介護1	5,053	3,307	2,645	2,823	3,134	3,403
要介護2	3,702	4,232	4,590	4,533	4,696	5,085
要介護3	3,277	3,731	3,817	3,879	3,722	3,690
要介護4	2,619	2,844	2,994	3,157	3,271	3,295
要介護5	2,444	2,573	2,637	2,807	3,072	3,270
合計	21,174	22,110	22,613	23,177	24,078	25,246

※各年10月1日現在

(資料：介護保険課)

図5-3 介護度別要支援・要介護認定者数の推移



□要支援1 ▨要支援2 ▩要介護1 □要介護2 ▩要介護3 ▨要介護4 □要介護5

### (3) 保険給付費等の推移

平成18年度の標準給付費(※)は27,558百万円でしたが、平成23年度見込みは、36,368百万円となり、約1.3倍となっています。

給付費内訳を平成18年度と比較すると、居宅サービス費は平成23年度見込みで、21,655百万円となり、約1.4倍、地域密着型サービス費は2,354百万円となり、約1.5倍、施設サービス費は10,312百万円となり、約1.2倍の伸びとなっています。

※標準給付費

①居宅サービス費、②地域密着型サービス費、③施設サービス費、④高額介護サービス費等のその他のサービス費の合計金額

図5-4 6年間の標準給付費等の推移

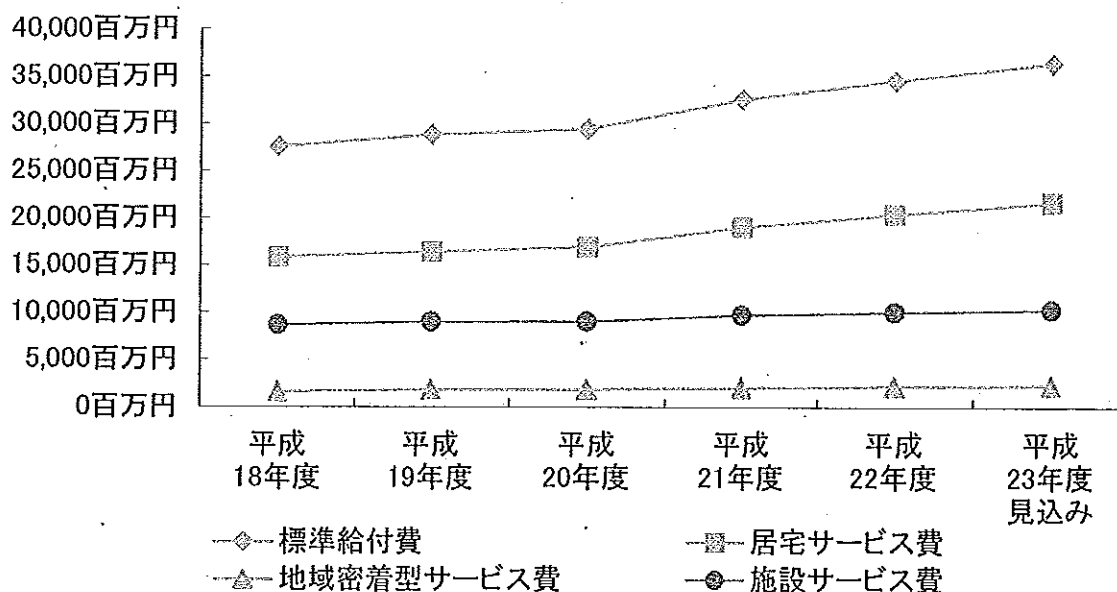




表5-3 過去6年間の年度別給付費等

(千円)

区分	第3期			第4期		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 見込み
居宅(介護予防)サービス	15,854,026	16,433,413	16,916,162	19,004,552	20,378,813	21,655,491
訪問介護	5,445,633	5,171,270	5,069,621	5,245,056	5,486,165	5,678,106
訪問入浴	476,244	466,689	471,725	497,761	509,299	524,933
訪問看護	653,117	606,083	574,963	577,879	600,466	615,115
訪問リハビリテーション	28,486	68,105	101,885	150,846	196,642	228,715
通所介護	2,612,919	3,012,154	3,461,830	3,914,424	4,364,039	4,983,365
通所リハビリテーション	1,273,556	1,313,418	1,378,471	1,523,003	1,636,162	1,712,458
福祉用具貸与	930,645	897,726	990,617	1,078,012	1,169,193	1,237,427
短期入所生活介護	538,882	692,682	830,943	958,344	977,934	1,009,062
短期入所療養介護(老健)	197,772	208,937	206,172	206,975	203,002	188,598
短期入所療養介護(療養)	60,711	65,213	47,453	40,197	40,112	34,395
居宅療養管理指導	398,877	394,532	422,053	458,645	506,366	541,042
特定施設入居者生活介護	1,452,444	1,791,137	1,542,976	2,221,127	2,336,010	2,435,527
居宅介護支援	1,586,964	1,543,483	1,606,882	1,900,056	2,100,866	2,213,896
福祉用具購入(償還払)	59,181	66,365	66,456	74,227	80,072	76,762
住宅改修(償還払)	138,595	135,619	144,115	157,995	172,485	176,090
その他(償還払)	0	0	0	5	0	0
地域密着型(介護予防)サービス	1,613,626	1,857,173	1,891,040	2,043,600	2,229,911	2,353,538
小規模多機能型居宅介護	0	14,809	74,799	177,685	253,072	291,698
認知症対応型共同生活介護	1,266,358	1,283,263	1,247,846	1,247,874	1,314,756	1,388,273
認知症対応型通所介護	347,268	556,328	556,675	600,743	643,089	655,459
夜間対応型訪問介護	0	2,773	11,720	16,892	18,994	18,108
地域密着型特定施設	0	0	0	406	0	0
介護保険施設サービス	8,675,399	9,032,591	9,057,041	9,734,046	10,053,329	10,312,109
特別養護老人ホーム	4,450,176	4,812,270	4,845,014	5,154,019	5,408,649	5,765,154
老人保健施設	2,621,635	2,723,193	2,871,170	3,206,014	3,288,627	3,279,070
療養型医療施設	1,603,588	1,497,128	1,340,857	1,374,013	1,356,053	1,267,885
高額介護サービス費(公費)	124,761	135,435	145,770	170,598	187,312	199,825
高額介護サービス費(区分別)	382,297	389,197	409,358	459,611	508,615	525,133
高額医療合算介護サービス費	0	0	0	34,221	53,769	122,404
特定入所者介護サービス費	856,816	921,309	955,359	1,014,011	1,081,878	1,137,048
審査支払手数料	50,591	50,855	53,407	55,908	59,126	62,325
その他	455	△39	0	△49	0	0
計(標準給付費)	27,557,516	28,819,973	29,428,137	32,516,498	34,552,753	36,367,873
地域支援事業	468,788	540,947	839,819	881,611	971,626	1,062,490
総計	28,026,304	29,360,920	30,267,956	33,398,109	35,524,379	37,430,363

(資料:介護保険課)

#### (4) 期別標準給付費等の推移

平成12年度からスタートした介護保険制度における標準給付費等は、平成12年度から14年度の第1期、15年度から17年度の第2期にかけて、53.2%の大幅な増加を示しました。第3期の標準給付費等は、地域支援事業の新設など介護予防の推進、ホテルコストの導入など、大きな転換があり、17.4%の増となりました。第4期介護保険給付費見込み等は、認定者数の増加や介護報酬の改定などがあり、21.3%増加しています。

図5-5 期別標準給付費等の推移

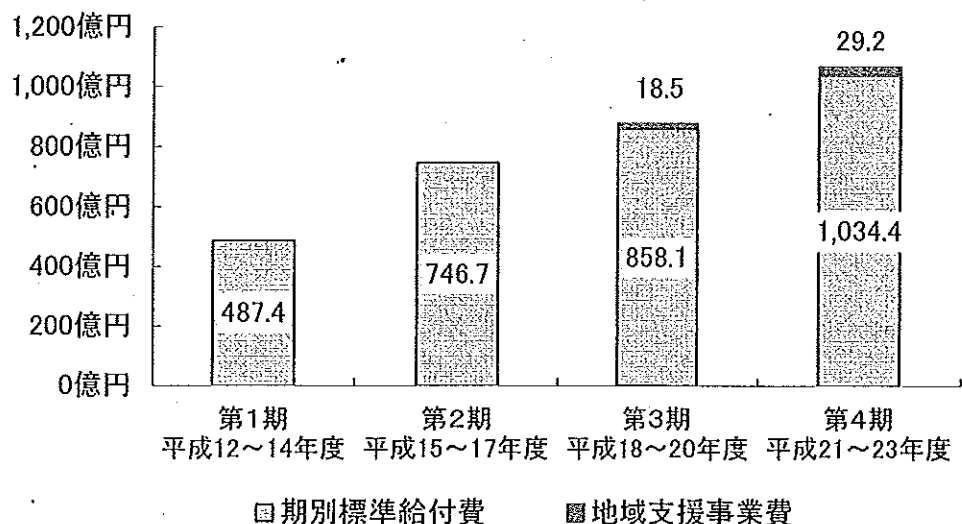


表5-4 期別標準給付費等の推移

(億円)

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
	平成12~14年度	平成15~17年度	平成18~20年度	平成21~23年度
期別標準給付費	487.4	746.7	858.1	1034.4
地域支援事業費	—	—	18.5	29.2

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が地域で自立した生活が営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現するため、第5期介護保険事業計画において、以下の項目について重点的に取り組めます。

### (1) 新たな地域密着型サービスの導入

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備（新規）

要介護高齢者になっても、住み慣れた地域で日常生活が営めるように、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を24年度から新たに整備します。医療と介護の連携を図りながら、短時間で定期巡回を行う訪問サービスと緊急時に随時対応する訪問サービスを組み合わせ、24時間体制で提供します。区を5つの日常生活圏域毎に区分し、事業者を公募します。

(か所)

区 分	平成23年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	5

#### ② 複合型サービスの整備（新規）

24年度から新たに導入されるサービスで、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスを組み合わせたものが複合型サービスです。第5期計画では、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスを整備します。

(か所)

区 分	平成23年度	平成26年度
複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せ）	—	2

## (2) 認知症高齢者向けサービスの充実

認知症の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護および認知症対応型共同生活介護を整備します。24年度から新たに導入されるサテライト型小規模多機能型居宅介護を活用しながら、各サービスの日常生活圏域における地域偏在がなくなるよう配慮し整備を進めます。

(か所)

区 分	平成23年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	10	12
認知症対応型通所介護	25	27
認知症対応型共同生活介護	31	34

## (3) 特別養護老人ホームおよび老人保健施設の整備

「介護サービスを利用しながら自宅での生活を続けたい」という区民ニーズを受けて、今後は居宅サービス重視を基本としますが、単身・高齢世帯が増加する中で、セーフティネットの地域拠点となる介護施設の整備も不可欠です。施設サービスと居宅サービスのバランスを図りながら、特別養護老人ホームおよび老人保健施設の整備を計画的に実施します。

(人)

区 分	平成23年度	平成26年度
特別養護老人ホーム	1,739	2,739
老人保健施設	1,193	1,717

#### (4) 介護予防の推進

50代、60代の過ごし方によって、その後の人生が大きく変化すると考えられます。日常生活の中に意識的に学び、運動、ボランティアなどの活動を取り入れることによって、高齢期になっても健康と生きがいを持ち続けることが可能となります。

要介護状態になる前の健康寿命を伸ばすために、介護予防の取組みを強化します。

24年度から区市町村の判断により、要支援者および二次予防事業対象者向けに、介護予防サービスと日常生活支援サービスを総合的に実施できる介護予防・日常生活支援総合事業が創設されます。この事業について、区では既存のサービスへの影響や財政面など課題もあることから、引き続き導入の可否について検討していきます。

区 分	平成23年度	平成26年度
地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う)	参加者 9,080人	参加者 9,080人
介護予防教室事業	参加者 15,950人	参加者 15,000人
一次予防事業 (通所型 らくらく教室)	参加者 430人	参加者 760人
一次予防事業 (公園開催 らくらく教室)	参加者 3,640人	参加者 5,760人
二次予防事業(らくらく教室)	参加者 900人	参加者 1,000人
高齢者転倒予防講習会	実施回数 57回 参加者 1,800人	実施回数 57回 参加者 2,000人
地域リハビリテーション事業	参加者 17,500人	参加者 18,000人
元気応援ポイント事業	登録者 1,450人	登録者 2,000人
高齢者の健康体づくり(パークで筋トレ、ウォーキング教室など)	参加者 6,500人	参加者 13,000人

## (5) 介護給付の適正化

高齢者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることが、介護保険制度の大きな目的です。そのためには、適切なケアプランに基づき介護サービスが適正に提供されていることが重要です。

介護給付費や介護認定結果等のデータを活用し、様々な観点から介護サービス事業者の事業運営状況を点検するとともに、法令に基づき適正に事業が実施されるように指導します。

また、区主催の研修会や説明会を実施するとともに、介護サービス事業者連絡協議会と連携を強め、介護サービスの質の向上に努めます。

区 分	平成 23 年度	平成 26 年度
国保連適正化システムの活用	—————	実 施
ケアプランチェック	30 件	400 件
福祉用具・住宅改修の現地検査	福祉用具 10 件 住宅改修 20 件	福祉用具 60 件 住宅改修 120 件
介護給付費通知の送付	年 1 回	年 2 回
事業者に対する説明会・研修会	年 2 回	年 2 回
事業者に対する指導・監査	148 事業所	150 事業所
認定審査会委員への研修	2 回	2 回
介護認定調査員研修	新任 4 回 現任 2 回	新任 3 回 現任 4 回
介護支援専門員研修	新任 3 回 現任 5 回	新任 4 回 現任 4 回

## ③ 被保険者数等の見込み(平成24年～26年)

### (1) 被保険者数等の推計

被保険者数等の推計は下表のとおりとなっています。

表5-5 被保険者数等推計

区分		平成24年	平成25年	平成26年
総人口		672,313	671,757	671,075
第2号被保険者	40～64歳	229,931	229,741	230,179
第1号被保険者	前期高齢者	84,432	84,658	86,353
	後期高齢者	65,745	69,997	72,209
	65歳以上合計	150,177	154,655	158,562
高齢化率	22.3%	23.0%	23.6%	

(人)

※各年10月1日現在

### (2) 要支援・要介護認定者数及び介護サービス利用者数の推計

#### ① 要支援・要介護認定者数の年次別推計

要介護者等は平成23年から26年までに2,266人増加するものと予想しています。

表5-6 要介護認定者推計

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	3,072	2,996	3,124	3,261
要支援2	3,431	3,786	3,984	4,192
要介護1	3,403	3,090	3,070	3,049
要介護2	5,085	5,046	5,232	5,426
要介護3	3,690	3,724	3,726	3,729
要介護4	3,295	3,593	3,766	3,948
要介護5	3,270	3,463	3,679	3,907
要介護等合計	25,246	25,698	26,581	27,512
うち第1号被保険者の認定者数	24,432	24,918	25,803	26,732
第1号被保険者に対する認定率	16.6%	16.6%	16.7%	16.9%

(人)

※各年10月1日現在 ※上記の認定者数には第2号被保険者を含む

## ②介護サービス利用者数の推計

要介護者等のうちサービスを利用する人数は下表のように増加すると推計しています。平成23年から26年までに介護サービス利用者は3,130人増加するものと見込んでいます。

表5-7 介護サービス利用者数推計

(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
サービス利用者数	20,503	21,561	22,567	23,633
居宅サービス利用者数	17,363	18,138	18,211	18,726
施設サービス利用者数	3,140	3,423	4,356	4,907
受給率	81.2%	83.9%	84.9%	85.9%

※各年10月1日現在

## ③地域密着型サービスの種類と計画値

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を支えるために、足立区が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら区民に提供するサービスとして、「地域密着型サービス」を以下のとおり整備します。

表5-8 地域密着型サービスの種類と計画値

(施設)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	10	11	12	12
夜間対応型訪問介護	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	31	33	34	34
認知症対応型通所介護	25	27	27	27
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	5	5	5
複合型サービス	0	2	2	2



1) 小規模多機能型居宅介護

平成24年度に北西地区に1か所、平成25年度に南西地区に1か所の整備を計画しています。

2) 認知症対応型共同生活介護

平成24年度に千住地区に1か所、南西地区に1か所、平成25年度に南東地区に1か所の整備を計画しています。

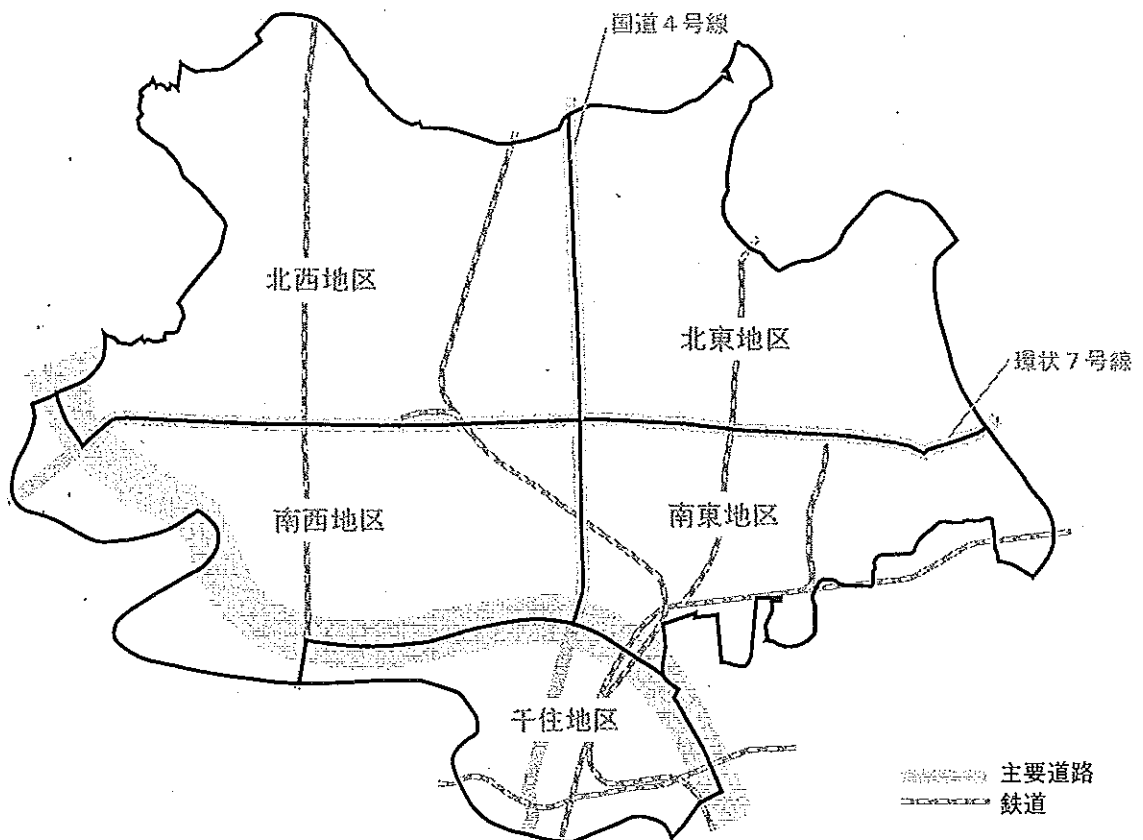
3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度に各地区に1か所、計5か所の整備を計画しています。

4) 複合型サービス

平成24年度に北東地区に1か所、その他の地区に1か所の整備を計画しています。

図5-6 日常生活圏域図



※日常生活圏域とは  
おおむね30分以内で移動できる圏域をいい、中学校区が基礎となっています。  
足立区では区内を5つの地区に分けています。

#### ④施設定員の年度別推計

介護施設定員数は、下表のように増加するものと推計します。

表5-9 主要居住系サービス供給量見込みと施設整備計画目標数値

(上段：各施設総定員(見込み)、下段：施設整備計画目標数値)(定員)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,739	1,789	2,339	2,739
		50	550	400
介護老人保健施設 (老人保健施設)	1,193	1,193	1,567	1,717
		0	374	150
介護療養型医療施設 (療養病床等)	239	239	239	239
		0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	551	587	605	605
		36	18	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型有料老人ホーム)	41	41	41	41
		0	0	0

※各年度3月31日現在

## 4 サービス供給推計に基づく給付費算定（平成24年度～26年度）

### （1）サービス供給量の推計方法

サービス供給量は、足立区の現状のサービス給付実績等を踏まえて推計したものです。

※以下の推計値等については、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等に一致しない場合があります。

### （2）サービス種別の供給量推計

#### ①介護保険施設サービス費

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の各サービス費について、これまでの給付実績をもとに、施設の新設計画等を踏まえて推計しました。

表5-10 介護保険施設サービス費

（百万円）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	5,848	7,920	9,206
介護老人保健施設	4,010	5,510	6,026
介護療養型医療施設	1,253	1,262	1,262
費用合計	11,111	14,692	16,494

②地域密着型サービス費用

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護について、これまでの給付実績をもとに、施設の整備計画等を踏まえて推計しました。新規事業については、モデル事業や小規模多機能型居宅介護を参考に推計しました。

表5-11 地域密着型サービス費用

(百万円)

区分	平成24年	平成25年	平成26年
小規模多機能型居宅介護	296	313	331
夜間対応型訪問介護	21	22	24
認知症対応型共同生活介護	1,433	1,515	1,601
認知症対応型通所介護	697	737	779
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	399	844	892
複合型サービス	83	88	93
費用合計	2,929	3,519	3,720

※小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護は介護予防サービス費を含む

③その他のサービス費用

1) 居宅サービスの種類・年度ごとのサービス必要量と介護給付費の見込み

居宅サービス等の見込みは、下表のとおりとなっています。サービス必要量は、これまでの給付実績から推計しました。

表5-12 居宅サービスの種類・年度ごとのサービス必要量と介護給付費の見込み

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	必要量(回)	1,831,557	1,836,961	1,893,689
	給付費(千円)	5,205,450	6,392,875	6,757,269
訪問入浴介護	必要量(回)	41,756	43,619	44,924
	給付費(千円)	564,054	596,205	630,189
訪問看護	必要量(回)	67,216	79,537	82,157
	給付費(千円)	626,537	741,382	783,641
訪問リハビリテーション	必要量(回)	68,941	69,311	71,420
	給付費(千円)	218,113	230,545	243,686
居宅療養管理指導	必要量(人)	68,328	68,592	70,644
	給付費(千円)	518,072	547,603	578,816
通所介護	必要量(回)	543,413	545,741	561,910
	給付費(千円)	4,432,295	4,684,935	4,951,977
通所リハビリテーション	必要量(回)	160,606	161,827	166,671
	給付費(千円)	1,608,162	1,699,828	1,796,718
短期入所生活介護	必要量(日)	120,456	120,954	124,452
	給付費(千円)	1,012,887	1,070,622	1,131,648
短期療養介護	必要量(日)	27,376	27,468	28,418
	給付費(千円)	257,874	272,573	288,110
特定施設入居者生活介護	必要量(人)	12,107	12,993	13,655
	給付費(千円)	2,414,710	2,552,348	2,697,832
福祉用具貸与	必要量(人)	83,436	83,760	86,280
	給付費(千円)	1,203,013	1,271,585	1,344,065
特定福祉用具販売	必要量(人)	2,328	2,340	2,400
	給付費(千円)	62,560	66,126	69,895
住宅改修	必要量(人)	1,332	1,332	1,380
	給付費(千円)	117,101	123,776	130,832
居宅介護支援	必要量(人)	135,732	136,260	140,352
	給付費(千円)	2,079,443	2,197,971	2,323,256
居宅サービス費合計(千円)		20,320,271	22,448,374	23,727,934

2) 予防サービスの種類・年度ごとのサービス必要量と介護予防給付費の見込み  
 介護予防居宅サービス等の見込みは、下表のとおりとなっています。  
 サービス必要量は、これまでの給付実績から推計しました。

表5-13 居宅サービスの種類・年度ごとのサービス必要量と介護給付費の見込み

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	必要量(人)	31,896	32,028	32,988
	給付費(千円)	536,067	566,623	598,921
介護予防 訪問入浴介護	必要量(回)	36	36	38
	給付費(千円)	1,486	1,571	1,660
介護予防訪問看護	必要量(回)	4,800	4,800	4,980
	給付費(千円)	30,858	32,617	34,476
介護予防 訪問リハビリテーション	必要量(回)	1,716	1,716	1,800
	給付費(千円)	11,991	12,675	13,397
介護予防 居宅療養管理指導	必要量(人)	3,252	3,252	3,348
	給付費(千円)	26,715	28,238	29,847
介護予防通所介護	必要量(人)	15,804	15,876	16,356
	給付費(千円)	589,813	623,432	658,968
介護予防 通所リハビリテーション	必要量(人)	2,604	2,628	2,700
	給付費(千円)	114,515	121,042	127,942
介護予防 短期入所生活介護	必要量(日)	745	745	809
	給付費(千円)	6,043	6,388	6,752
介護予防 短期療養介護	必要量(日)	36	38	40
	給付費(千円)	449	474	501
介護予防特定施設 入居者生活介護	必要量(人)	734	830	926
	給付費(千円)	75,952	80,281	84,857
介護予防 福祉用具貸与	必要量(人)	7,260	7,284	7,512
	給付費(千円)	41,760	44,140	46,656
特定介護予防 福祉用具販売	必要量(人)	888	888	912
	給付費(千円)	18,211	19,249	20,346
介護予防住宅改修	必要量(人)	708	708	732
	給付費(千円)	66,472	70,261	74,266
介護予防支援	必要量(人)	41,304	42,468	43,740
	給付費(千円)	200,730	212,172	224,266
介護予防居宅サービス費合計(千円)		1,721,062	1,819,163	1,922,855

#### ④標準給付費の推計

保険給付費（介護給付費および予防給付費）を含めた標準給付費の見込みは次のとおりです。

表5-14 標準給付費の推計

(百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(※1)	36,083	42,479	45,866
特定入所者介護サービス費等給付額(※2)	1,209	1,278	1,350
高額介護サービス費等給付額(※3)	798	843	891
高額医療合算介護サービス費等給付額(※4)	127	134	141
算定対象審査支払手数料(※5)	54	58	62
標準給付費見込額	38,270	44,792	48,311

※1 総給付費：

①居宅サービス費、②地域密着型サービス費、③施設サービス費の合計金額

※2 特定入所者介護サービス費等給付額：

介護保険施設等における居住費・食費のうち、基準となる費用と低所得の方の負担限度額の差額を公費で賄う額

※3 高額介護サービス費等給付額：

介護保険の自己負担額が著しく高額になった方の負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額

※4 高額医療合算介護サービス費等給付額：

介護保険と医療保険を合わせた自己負担額が著しく高額になった方の負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額

※5 算定対象審査支払手数料：

介護報酬審査、支払事務を委託している国民健康保険団体連合会に支払う経費

### ⑤地域支援事業

事業内容としては、介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センターにて実施）、任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等）の3種類があります。

地域支援事業費は、各年度の給付費用に3%の割合を乗じて推計しました。

表5-15 地域支援事業

(百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費用割合	3.0%	3.0%	3.0%
介護予防事業	560	655	707
包括的支援事業・任意事業	586	687	740
計	1,146	1,342	1,447

※地域支援事業とは：要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とした事業です。事業は大きく虚弱高齢者等を対象とした介護予防事業と、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業からなり、事業費は介護保険給付費用の3%を限度として定められています。



## 5 保険料の設定及び財政の見込み

### (1) 第4期介護保険事業計画との変更点

保険料基準額設定にあたり、第4期介護保険事業計画からの変更点は以下のとおりです。

#### ①策2号被保険者の負担割合

第1号被保険者と第2号被保険者の人口構成から、30%から29%に変更となりました。

#### ②介護報酬の改定

平成24年度の介護報酬改定の影響を、足立区では、改定率2.5%の上昇と算定しました。

### (2) 費用の負担割合（財源）

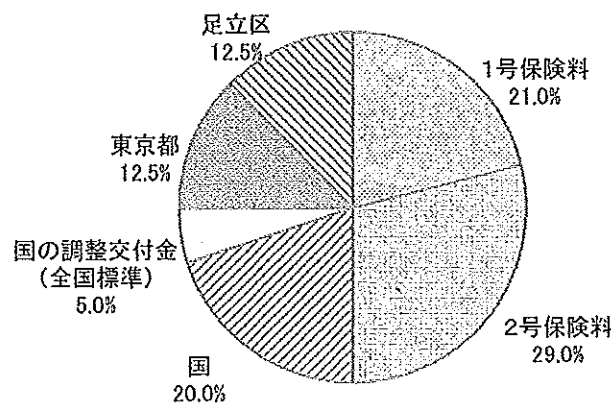
介護保険にかかる費用の負担割合は次のとおりです。

介護サービスにかかる費用の1割は利用者が負担し、残りの9割（保険給付費）を公費と保険料で賄います。

公費の負担割合は、区が12.5%、都が12.5%、国が20%の負担金と5%の調整交付金となります。

第2号被保険者の保険料は、給付費の29%で、社会保険診療報酬支払基金を通じて足立区に交付されます。

図5-7 介護給付にかかる財源の負担割合



### (3) 保険料必要額

#### ①必要額の見込み

介護予防を推進した結果、平成 24 年度から 26 年度までに給付される標準給付費を 1,314 億円と算出しました。この額に地域支援事業費（保険給付費の 3%）39 億円を加算した 1,353 億円が保険料算定の基礎額となります。

第 1 号被保険者保険料必要額は、保険給付費 1,353 億円から国・都・区の負担分、及び第 2 号被保険者保険料を差し引いた 292 億円となります。

#### ②介護保険給付準備基金の活用

平成 21～23 年度に納付された保険料の余剰金を第 5 期介護保険事業計画の財源として活用します。財源の規模はおよそ 6 億円として推計しました。

#### ③第 5 期介護保険事業計画期間中における保険料必要額

①で算定した保険料必要額 292 億円から、②の介護保険給付準備基金 6 億円と都の財政安定化基金取崩による交付額 3 億円を差し引いた 283 億円が、第 5 期介護保険事業計画期間中に必要となります。

### (4) 保険料の多段階化及び軽減策

#### ①特例第 4 段階の設置

第 4 期と同様に、第 4 段階の中に特例第 4 段階を設けます。特例第 4 段階の対象者は「本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で課税年金収入額と合計所得金額が合計 80 万円以下」の方です。

#### ②特例第 3 段階の設置

第 5 期ではさらに、第 3 段階の中に特例第 3 段階を設けます。特例第 3 段階の対象者は「世帯全員が区民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計 120 万円以下」の方です。

### ③段階区分の多段階化

保険料の増額を緩和するため、従来の第 10 段階の上に 2 段階を設定し、12 段階としました。その結果、所得に応じた介護保険料は、表 5-16 のとおりとなります。

表 5-16 段階区分の多段階化

段階	対象者	基準額に対する割合	段階	対象者	基準額に対する割合
第 10 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 800 万円以上	2.00	第 12 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 1,800 万円以上	2.70
第 9 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 600 万円以上	1.80	第 11 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 1,200 万円以上	2.30
第 8 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 400 万円以上	1.49	第 10 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 800 万円以上	2.00
第 7 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 200 万円以上	1.45	第 9 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 600 万円以上	1.80
第 6 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 125 万円以上	1.21	第 8 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 400 万円以上	1.49
第 5 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 125 万円未満	1.08	第 7 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 190 万円以上	1.45
第 4 段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がある場合）	1.00	第 6 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 125 万円以上	1.21
特例 第 4 段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がある場合）で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.87	第 5 段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が 125 万円未満	1.08
第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税	0.75	第 4 段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がある場合）	1.00
第 2 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.61	特例 第 4 段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がある場合）で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.87
第 1 段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49	第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税	0.75
			特例 第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計 120 万円以下	0.65
			第 2 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.58
			第 1 段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49

#### ④生活困難者対策について

第5期介護保険事業計画では、第4期と同様の生活困難者対策を多段階化とともに実施します。被保険者の申請に基づき、第3段階以下の階層については、所得や預貯金等の状況に応じて、今の階層より低い保険料の階層に軽減を行います。

### (5) 第5期介護保険料基準額の設定

#### ①保険料算定額説明

第5期介護保険事業計画期間中に必要な保険料は、283億円と算定しました。これを、保険料多段階化による緩和策を加味した上、第1号被保険者数（推計）で除し、収納率を勘案して積算したものを基準保険料としています。

足立区第5期介護保険料基準額 

月額 5,570円
-----------

その結果、所得に応じた介護保険料は、表5-17のとおりとなります。

表5-17 介護保険料の軽減策・多段階化・生活困難者対策及び保険料割合

段 階		基準額に 対する割合	保険料
第12段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	180,480円 (月額)15,040円
第11段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が1,200万円以上	2.30	153,840円 (月額)12,820円
第10段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が800万円以上	2.00	133,680円 (月額)11,140円
第9段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が600万円以上	1.80	120,360円 (月額)10,030円
第8段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が400万円以上	1.49	99,600円 (月額)8,300円
第7段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が190万円以上	1.45	96,960円 (月額)8,080円
第6段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が125万円以上	1.21	80,880円 (月額)6,740円
第5段階	本人が区民税課税者で本人の合計所得金額が125万円未満	1.08	72,240円 (月額)6,020円
第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00 (基準額)	66,840円 (月額)5,570円
特例第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	58,200円 (月額)4,850円
第3段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税	0.75	50,160円 (月額)4,180円
特例第3段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計120万円以下	0.65	43,560円 (月額)3,630円
第2段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.58	38,880円 (月額)3,240円
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49	32,760円 (月額)2,730円